

第2章 ベトナム - コメおよび農地に関する政策とその背景 -

岡江 恭史

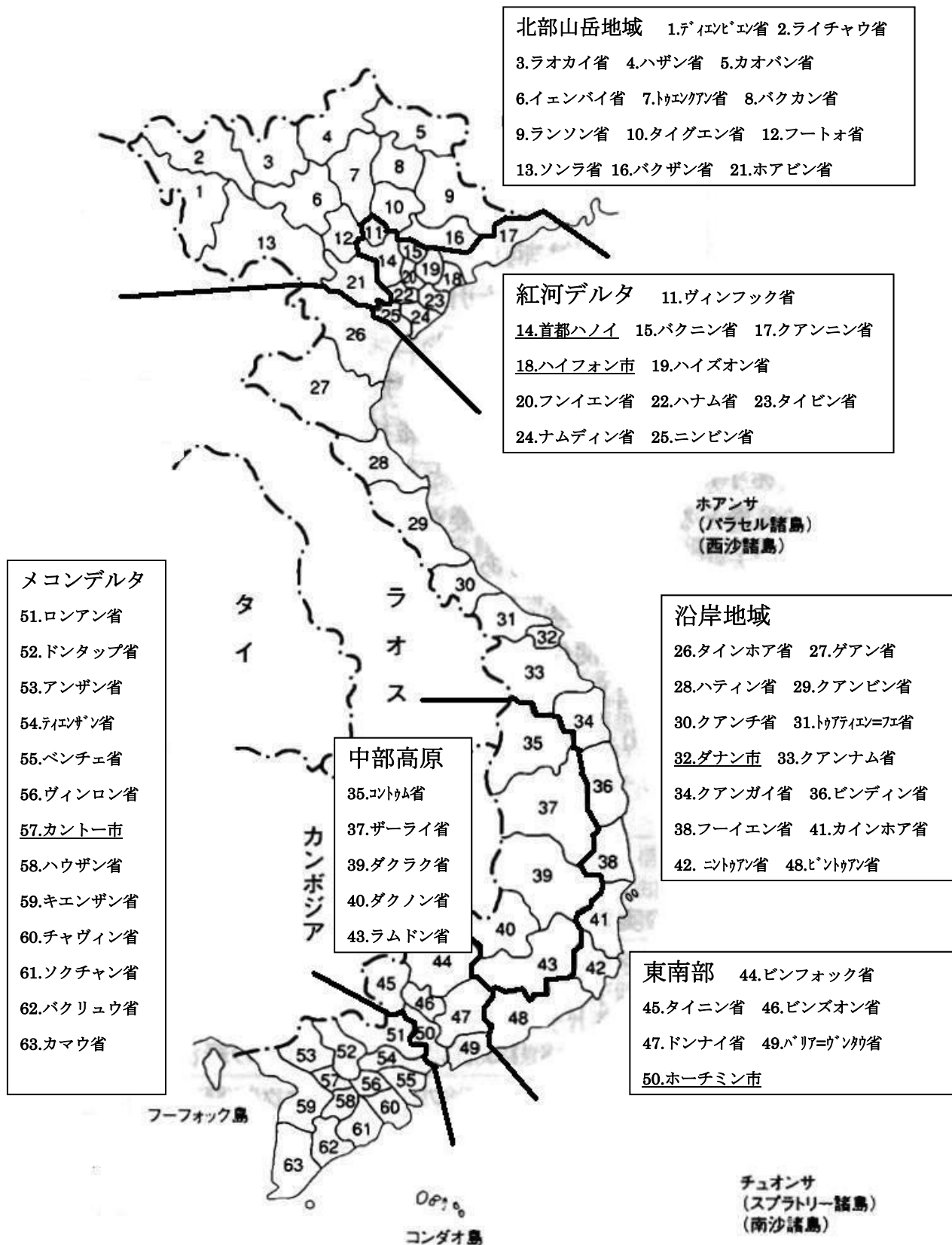
はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが1980年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示し、2007年1月にはWTO（世界貿易機関）の150番目の加盟国となった。さらに2018年3月署名したTPP11協定のメンバーでもある。農林水産分野では、コメの大輸出国であり2012年は過去最高の輸出量を達成して長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。今後とも世界市場において重要な位置を占めるものと思われる。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第1図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北1,650kmの細長い国土（東西の幅は最も狭いところで50kmもない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムではBien Dong（東海）と呼ぶ）をはさんでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。ベトナムの国土面積は330,967km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は91,713千人（2015年）である（TCTK online）。国土のほとんどが山地であり、平地は南北両デルタ（紅河・メコン）とそれを結ぶ南シナ海沿いの狭隘な小平野のみである。民族区分では人口の8割以上を占めるベト族⁽¹⁾が主に平地に居住し、少数民族が山地に多く居住している。

地方行政組織としては63の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する⁽²⁾が、複数の省をまとめて、「紅河デルタ（Dong bang song Hong）」「北部山岳地域（Trung du va mien nui phia Bac）」「沿岸地域（Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung）」「中部高原（Tay Nguyen）」「東南部（Dong Nam Bo）」「メコンデルタ（Dong bang song Cuu Long）」という地域区分も用いられる。

紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げて行った。人口密度は994人/km²とベトナムの中でも飛び抜けて高く、現在でも紅河デルタの農村から南部（特に中部高原やメコンデルタ）への移住が行われている。紅河デルタは、コメ・野菜・養豚などの主産地である。北部山岳地域は林地が約6割と多くの割合を占め、農地の割合は全国で最も少ない。また民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。第二次世界大戦以来共産主義者を中心に抗仏運動を続けたベトミン（ベトナム独立同盟）の最も重要な根拠地であったのも、フランスによる植民地支配の終焉を決定づけたディエンビエンフー（第1図の1.）の戦い（1954年）が行われたのもこの地域であり、ベトナム社会主義共和国の国民統合にとって少数民族問題は極めて重要である。ちなみに2001～11年の10年間書記長（党のトップ）を務めたノン・ドゥック・マイン（Nong Duc



第1図 ベトナムの地域区分

資料：寺本・坂田（2009）のベトナム地図に筆者が加筆。

注。下線が省と同格の中央直轄市。

第1表 ベトナム各地域の面積と人口 (2015年)

	全国	紅河 デルタ	北部山 岳地域	沿岸 地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
全面積 (km ²)	330,967	21,060	95,267	95,832	54,641	23,591	40,576
うち農地 (%)	34.8	37.6	22.2	23.1	44.4	58.0	64.3
林地 (%)	45.1	23.3	56.9	60.0	45.8	21.3	6.1
人口 (千人)	91,713	20,926	11,804	19,658	5,608	16,128	17,590
人口密度 (人/km ²)	277	994	124	205	103	684	434

資料：TCTK(online).

Manh) は、この地方のバクカン省 (第1図の8.) 出身の少数民族 (タイ族) である。これも少数民族をベトナム国民として統合しようとする共産主義者の努力の現れとみることもできよう。南北両デルタを結ぶ沿岸地域は農地として利用可能な面積が南シナ海に面した地域に限られている。特に台風常襲地帯である沿岸地域北部は国内でも最貧困地帯である。北部山岳地域の少数民族が栽培しているたばこや沿岸地域の貧農が収入源としている砂糖は社会政策として輸入制限措置がとられてきたが、これらは WTO 加盟交渉の中で関税割当へと移行せざるをえなくなった (岡江 2010)。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部 (特に紅河デルタ) からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市 (旧南ベトナム首都サイゴン) 周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

本章の構成は以下のとおりである。まず「1. ベトナム農村社会と市場経済移行の特徴」において、ベトナム農村社会の特徴を指摘し、それがベトナムにおける社会主義化と市場経済移行の背景になっていることを解説する。「2. 農業・農政の現状」において、近年の農業生産・政策の動向を主食のコメとその基盤となっている農地の問題を中心に報告する。最後に「3. 事例分析」において、筆者自身のハイズオン省の調査村における農業集団化・脱集団化・コメ生産・農地問題について紹介する。

1. ベトナム農村社会と市場経済移行の特徴

(1) ベトナム伝統村落の特徴

ベトナムでは社と呼ばれる村落の行政に関しては、朝廷から官吏が直接派遣されることはなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落有力者 (郷豪) 階層を代表する長老をメンバーとする耆目 (きもく) 会同が村落内の重要事項を決定する機関

であり、里長（村長）・副里・自警団長などの村役人たちが、耆目会同による決定を遂行し国家権力（具体的には地方官）との折衝役を務めた。国家は村落自治組織に対して、まったく関与しなかったわけではない。地方官には村落の役職者を譴責したり罷免したりする権限があった。他方において、職務を瑕疵なく遂行する里長等に対しては、国家が一定の下級の官職名や位階を荣誉として付与した。このような国家による統制の試みは、村落自治を根底から覆すほど強力なものではなかった。そもそも国家は特定の村落でだれがどの土地を所有しているのか、または兵役や人頭税の対象となる人々が誰と誰であるのか、その実態を正確に把握できなかったのも、物的資源（徴税）や人的資源（賦役、徴兵）の調達に村落に請け負わせる以外なかったのである。そして村落はその見返りに、国からの干渉の多くを免れることができた。村落自治を体現する「村の掟」は、「郷約」として成文化されるのが常であった（白石 2002）。この「郷約」には、祭礼に関する権利・義務や規制、集会・宴会への参加資格や席次など村内序列、村落内の諸組織や諸役職、婚姻・葬礼に関わる義務、盗み・火事などに対する自警、相互扶助、道路・橋・堤防などの修築、村民の生産活動、村内の秩序紊乱者の処分や紛争処理、功労者・科挙合格者・高齢者の表彰、政府に対する義務、など多岐にわたる規定が記載されていた。郷約は村民が亭（村の集会所）に会して議定され、少なくとも形式的には村民全体の協議の結果のコンセンサスであることがその正当性の根拠となっていた（嶋尾 1992）。「王の法律は村の掟に譲る」という諺からも推察されるとおり、お上の制定する法規に無頓着な農民たちも、「村の掟」には従わざるを得なかった。郷約に従うべき村民の範囲が明確であると同時に地理的な村の範囲も明確であった。多くの村は境界を竹藪や土塀で囲んでおり、村の入り口には門があり夕方になると閉められた（グルー 1945）。

これに対して中国において中央集権的な行政システム（郡県制）が一応の完成を見せるのは、紀元前2世紀の前漢武帝期である。形式的には末端まで行政的に統一編成されていたが、末端行政単位の里は、旧来の邑（集落）もしくは邑内の居住集団を引き継ぐ相互に独立性をもった社会集団であった。その後後漢末の戦乱で集住と共同の単位であった里が崩壊し、さらに魏晋南北朝の軍事的混乱を経て、隋唐以降は居住関係とは別に戸数編成による行政編成が作られた。明代には、「人為的に作られた社会編成」という中国社会の特徴が一層顕著になる。例えば首都南京は、旧住民を雲南に放逐する一方、江浙4万5千余戸の強制移住と20万を超える軍人・官僚とその家族を集めることによって創出された。農村部においても大量の人民の強制移住（徙民（しみん））が実施され、とりわけ華北では広範囲に徙民が実施された⁽³⁾。専制国家権力は、農村内部にまで相互摘発を求め、強く社会に介入した。王朝権力が中央集権化の過程で地方の政治権力の排除を目指し、隋代には科挙が導入され、郷里から官吏を推薦するシステムが完全に廃止された。一元的に中央から任用された官僚は土着社会から乖離しており、実際の末端行政は社会的に規制されない私的な請負によって担われた。また武士階級も徴兵も存在しないため、軍事も傭兵によって担われた。農村内でも組織的な労働交換制度が無かったため、農繁期の労働も市場を通じて購入された。封建領主がおらず財政も中央権力によって統一されていたこともあり、中国では広域的な流通や貨

幣経済が早くから形成されていた（足立 1998）。

このような村落共同体の不在と市場経済の浸透という中国農村の特徴は、20 世紀の日本人による実地調査によっても確認される。華北農村慣行調査（満鉄調査部・東亜研究所の共同事業）に参加した旗田巍の調査によると、河北省順義県沙井村の境界は、清代光緒年間に地方政府（県）がそれまで個々の農民が行っていた看青（作物の盗難を防ぐための監視）を協同で行わせるための「青苗会」を結成させ、その範囲に徴税を請け負わせたものに由来し歴史は浅い。農民側からの認識でも、個人の所有地については明確な境界意識をもっているが、村の土地という意識さえない。これは本村人だけが利益を受ける区域が存在せず、団体的支配区域をきめなくても生活が成り立ってきたからである。村の範囲が認識されないということは成員権（村民の資格）というものも厳格ではないということである。沙井村では、他村の人間でも村に移ってくればすぐに本村人として扱われ、財産・係累も資格要件ではなく、近所への挨拶まわりや祭礼への参加も要求されない。村廟の管理や村政を担う香頭でさえ、新参者でも希望すれば簡単になれる。廟の祭りへの出欠に家柄や村での居住年数は一切関係なく、出席は個人の自由意思によるが、貧乏人は金を出すのを惜しんで祭礼には加わらない（旗田 1973）。

このように、凝集力の強いベトナム村落に対して、中国村落はまとまりがなく、きわめて流動性が高く、個人主義的・実力主義的な人間関係が支配的だった。凝集力の強い村落といえば、アジアでは日本の村落が典型例としてあげられる。斎藤仁は他のアジア諸国と対比して日本には、領域内の構成員に対して一種の行政権・司法権を行使し、さらに独自の財政権と財産権をもつ自治村落が存在することを主張した（斎藤 1977）。なおベトナム紅河デルタと並んで東南アジアでは例外的に人口稠密な地域であるインドネシア・ジャワの農村では、それぞれの機能（行政権・財産権・司法権・警察権・宗教）を持った集まりの単位が存在するが、日本の自治村落のように種々の機能の及ぶ範囲が重複しているわけではない（水野 1998）。上記のようにベトナム村落は行政権・財政権・司法権・警察権を持つ公権力的存在であり、さらに信仰の上でも村ごとに守護神（城隍神）が存在している。また公田という村落共有田も存在し、現在でも行政の下請けの機能を果たしており、日本の自治村落との類似点は多い。

だが日本と大きく異なる点として第一に、国家権力との関係があげられる。ベトナムでは前述のように、国家は特定の村落の情報を正確に把握できていなかった。ベトナム村落が自立した 17～18 世紀は、戸籍の改訂が 50 年ごとにしか行われずその間税負担が不変であった（上田 2010）。このように、ベトナムの国家権力は事実上村落行政を放棄していた。なおベトナムの村落（社）の代表者である社長は公田の分給が始まった黎朝前期の 1483 年に設置され、儒生生徒あるいは良家子弟のなかから府県官によって選ばれた。18 世紀に国家権力が衰退するとともに、その選任は次第に村落共同体の自主性に委ねられるようになった。阮朝明命期の 1828 年にそれまでの慣行を公認して、村落内有力者層の共同推薦により里長を選ぶようになった。さらに阮朝後期には、ほとんどの該総（社の上部機関の長。正総とも）は里長の中から選任されるようになった（桜井 1987）。つまり農民達は通常社（村）内かそ

の上の総レベルぐらいまでしか接触することはない。これに対して、日本の近世村落では、人民は権力側に貢租や夫役の納入を行う反面、権力側も灌漑整備や技術普及などを行う（「御救」「撫民」）など双務的な関係を築いていた（大鎌 2012）。また、日本の封建社会に生きた農民は恒常的に市場と交換関係でつながりながらおり、自治村落は内部を拘束するとともに対外的な交渉力を持つことで、市場経済へ対応する機能を有していた（斎藤 2009）。

また日本とのもう一つの大きな相違点として、親族集団が日本では「家」を基本単位としてその本支関係で構成されているのに対して、ベトナムでは個人を基本単位として父系血縁で構成されていること（末成 1998）があげられる。だが同じく父系血縁団体として知られる中国の「宗族」とベトナムの「ゾンホ」との間にも違いが見られる。中国の場合は、何十代前の共通の祖先を持つ距離的に離れた者同士でも、同一の宗族という関係網を資格として持っていて、面識のない者同士でも必要であれば協力する（王 1987）。これに対してベトナムのゾンホの場合は、せいぜい数代前くらいしかさかのぼらず、関係も村の外に出ることはない（末成 1998）⁽⁴⁾。またヒー・ヴァン・ルオンによると、村内婚による非父系親族（妻方・母方親族）の物理的距離の近さによって父系原理と非父系原理が共存するベトナム社会が形成され（Hy Van Luong 1989）、父系原理中心の中国漢人社会との違いを生んでいる。こういったところから、ベトナム人の組織原理は「場ありて、組織あり」（末成 1999）といわれ、実際に集まる機会がないと組織にならない。中根千枝は主に中国・インドとの対比で日本人の組織原理として「場の原理」を指摘した（中根 1967）が、この原理は閉鎖的なベトナム社会により一層当てはまる。

（2）社会主義化と村落再編

フランス支配からの独立運動はベトナムが植民地化された 19 世紀当時から存在したが、共産主義者が主導権を握った独立運動が展開されるのは、1924 年に中国の広州国民政府⁽⁵⁾に対してコミンテルン（ソ連の指導下に活動した共産主義の国際組織）が派遣した政治顧問団の一員としてホー・チ・ミン（Ho Chi Minh）が広州にやってきたことを契機とする。ホー・チ・ミンは東遊運動⁽⁶⁾の流れを汲むナショナリスト達を糾合して、1925 年にベトナム青年革命会を結成した。これが現在のベトナム共産党の起源である⁽⁷⁾（古田 1996）。

1945 年 9 月に成立を宣言したもののどこの国からも承認されなかった北ベトナムの共産政権（ベトナム民主共和国）を 49 年に誕生した中国共産政権（中華人民共和国）が最初に承認し、また支援したが、そのことは北ベトナムの革命路線における「中国モデル」の導入を促すことになった。第一次インドシナ戦争を終結させ北ベトナムにおける共産政権を公認したジュネーヴ協定が成立した 1954 年以降、北ベトナムでは土地を地主から取り上げて貧農に分配する土地改革（Cai cach ruong dat）が本格的に実施された。ベトナム労働党⁽⁸⁾は、中央政府レベルではチュオン・チン（Truong Chinh）書記長を委員長とする中央土地改革委員会を設けてその実施にあたったが、各地方省の土地改革委員会には中国の顧問が招

かれ、中国の経験に学ぶという形で展開された。土地改革は1956年7月までには北ベトナムの平野部では基本的に完了したが、その過程で農村人口の5%は地主という中国の経験が機械的に導入されて、実際には中農までが「地主」と判定されて土地没収の対象となった。ドイモイ後の公式のベトナム共産党史では、この時期に行われた土地革命は「不必要」であったと総括している（古田1996）。

その後ベトナム農村では1958年から中国にならった初級農業生産合作社（hop tac xa san xuat nong nghiep bac thap, 以下「初級合作社」）が組織され、農業集団化が始まった（白石1993）。ソ連で始められた急速な重化学工業化は、農民に高い工業製品を売りつけて農産物を安く買い上げることによって農業余剰を国家が吸引すること（社会主義的原資蓄積）によって行われた。このような非等価交換は市場によっては行えないため、農村部では国家権力による強制的な農業集団化を行う一方、都市生活者には食糧などの生活必需品を低価格で供給する配給制度を整備した（ラヴィーニュ2001）。その他の社会主義国の多くもこのようなソ連型開発モデルにそった開発戦略をとり、ベトナムもそれを目指したが、ベトナム戦争のために人的資本を使い果して工業化は不十分なままだった。また冷戦構造の一環としてのベトナム戦争を戦っていたために東側諸国から莫大な援助が与えられ、自国で工業化する必要も薄かった。この時代の経済体制を知るために、農業集団化と配給制について以下に解説する。

農業集団化については、1959年4月の第16回ベトナム労働党中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後、初級合作社の多くが高級合作社（hop tac xa san xuat nong nghiep bac cao）に移行した。初級合作社は集落単位に生産労働を集団化したが、土地は各農民が所有していた。高級合作社は初級合作社よりさらに集団化を進めたもので、土地の共有化が行われ、一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊（Doi san xuat）に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の3項目について経営を請け負い（三請負制）、所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。1960年末には北部での合作社化が完了し、40,422の合作社が誕生した。その結果農業生産性は低下したが、第一次5カ年計画（1961～65年）において農業集団化がさらに強力に推進され、1961年には高級合作社の数が8,403（全合作社の33.8%）だったのが、1967年には18,560（全合作社の76.7%）になった（Nguyen Sinh Cuc 1995）。農業生産の面でマイナスであり工業化する必要も薄かったにもかかわらず1960年代に無理に農業集団化が強行されたのは、ベトナム戦争のために戦場へ兵士を抛出し銃後の家族の生活を保障するための装置として合作社が必要とされたこともある。また農民の側からみても、生産のインセンティブを欠く集団農業生産は、「戦争に勝つ」という社会的合意が存在し戦時体制の負担は皆が公平に分ち合うべきだという考えが共有される中では合理的なものであった（古田2009）。北ベトナムでは1965年時点ですでに全農家の90.1%が農業合作社に参加していた（うち初級25.1%、高級合作社65.0%）が、これが75年には95.6%（初級2.5%、高級93.1%）にまで達し、ほとんどの農家が集団化（しかも高級合作社化）した（白石1993）。

前述のように北ベトナムでは「中国モデル」に沿った土地改革・農業集団化によって、国家主導による大がかりな村落再編が行われた。このことによってベトナム共産政権はベトナム史上初めて個々の農民の生産活動まで関与することになった。しかし、中越の農業集団化はまったく同じだったわけではない。中国では合作社のあとにさらに人民公社が結成された。人民公社は政治組織であるとともに農業生産組織でもあり（政社合一）、共同食堂のように個々人の生活まで管理することになった。中国の専制国家権力が目指してきた「人為的な社会編成」が極限まで遂行されたのである。これに対してベトナムの場合は農業集団化は合作社までで、人民公社は結成されなかった。合作社は後に大型化して社（行政村）の範囲と同じになるが、あくまで社とは別の組織であった。ベトナム共産政権は、村落自治の伝統を持つ農民社会のプライベートな空間を完全には制圧できなかった。集団農業体制下でも農民の宅地は個人所有地（自留地）とされ、農民達は合作社が管理する公式の集団農業ではできるだけ手を抜き、自留地内の畑で育てた作物を闇市場に販売して生計を立てていた。この自留地は土地の5%以内という規定であったが、非公式に7~20%まで配分されていたという。農家収入に占める自留地の割合も、北ベトナムでは農業集団化が強行された1967年においても54%を占め、後述のようにベトナム経済が崩壊状態だった1970年代半ばには60%を越えていたと推測される。同時代の中国農村（1978年）ではインフォーマル経済の割合は27%だったと推測されている（Kerkvliet and Selden 1999）。

ベトナムでは配給制度はバオカップ（bao cap）と呼ばれ、ベトナムにおける社会主義経済建設事業の根幹をなすものであった。農民は農業税に加えて、上記の農業合作社を通じて安価に農産物を譲り渡し（強制買い上げ）、その対価として農業生産に必要な投入材（肥料、農機具、セメント、ガソリン、等）や生活必需品の供給を受けた。国家・党幹部、公務員、軍人、国営企業労働者、そしてこれらの職業に就いていた年金生活者には、国家から配給切符が支給された。配給対象は開始当初（1955年）にはコメと布だけであったが、65年には26品目にまで拡大し、ほとんど生活に必要なものすべてが配給対象となった。しかしベトナムでは工業生産が不振であったため農民に必要な物資を供給できず、農民は国家に対する食糧売却に消極的になるという問題があった（中臣 2002）。このようなバオカップ制度に内在する矛盾は、ベトナム戦争後に東側諸国からの援助が落ち込み、また「戦争に勝つ」という社会的合意がなくなるにつれて、深刻化することになる（古田 2009）。

（3）市場経済移行の過程とドイモイ政策⁽⁹⁾

ベトナム戦争は1975年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収するという形で終結し、翌76年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。1976年末に開催されたベトナム共産党第4回大会（当大会でベトナム労働党から改称）では、引き続き重工業中心のソ連型開発モデルに沿った開発戦略が決定され、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いた。その結果、農民が合作社やその前段階の生産集団（Tap doan san xuat）に加入する前に自らの農機具や水牛を売り、果樹を切り倒し土地を捨てる事例が相次

いだ (Nguyen Sinh Cuc 1995)。また価格面においても北部と同様に政府の買い上げ価格を適用したが、その価格が低すぎたため農民が農産物を政府に売らずに闇市場(自由市場)に売ったため、1970年代末には南部最大の都市ホーチミン市(旧南ベトナム首都サイゴン市。第1図の50)の市民は飢餓状態になった。このような経済的窮状を打開するために南部各地方省政府は中央政府の命令に反して指令価格(政府の公定買い上げ価格)より高値での買い上げを行った。1979年にはホーチミン市における共産党トップ(党書記)であったヴォー・ヴァン・キエット(Vo Van Kiet)⁽¹⁰⁾が、食糧公社に命じて穀倉地帯のメコンデルタにおいて市場価格に近い価格でコメを買い付けさせ、すでに農民から市場価格に近い非公認価格でコメの買い上げをしていたアンザン省(第1図の53)政府等がこれに応じた。これらの地方政府の非公式の実験が、農民・市民の生活改善、生産増加、国家への納入増加といった成果を示したため、中央も1979年8月にベトナム共産党第4期第6回中央委員会総会が第6回決議を出し、計画外の市場(自由市場)を承認するようになった(トラン2010)。この改革は「新経済政策(Chinh sach kinh te moi)」と呼ばれたことからわかるようにレーニンのネップ⁽¹¹⁾にならって、経済的危機を脱するための一時的なものであったが、これが後のドイモイにつながる経済改革の第一歩であった(三尾1988)。

上記のように自由市場の公認とは南部における「地方の実験」を中央が追認したことであった。北部でも同様に「地方の実験」が行われていた。いくつかの地域では、農民個人に土地を貸し与え合作社に対してあらかじめ契約した以上の収穫物が農民の所有となる農産物請負方式が、中央・地方政府の承認を得ずに実施されていた。北部第二の都市で国際貿易港を持つハイフォン中央直轄市(第1図の18)は、このような非公認請負が1970年代初頭から行われていた地方であった。1980年6月27日にはハイフォン市人民委員会常務委員会が24号決議を出し、市全体で生産請負制を採用することを決定した。地方とはいえ公的機関が生産請負制を決定したのはこれが初めてである。このハイフォン市の実験は次第に中央の高級幹部にも理解が広がり、ついに1981年1月の「農業合作社における請負活動の改善と『労働者グループと労働者に対する生産請負』の拡大に関する共産党中央書記局100号指示」(DCSVN 1981)によって生産請負制が中央レベルで正式に認められた。この100号指示が推奨している生産請負制は、稲作の場合は請け負った農民個人にまかせる作業は、田植え・日常の世話・収穫などの「手工業的な方法」でおこなわれている作業で、苗代づくりと田おこし、水利、苗、化学肥料の管理と分配、病虫害駆除・発生予察などは合作社の指導のもと集団労働でやる方が望ましいとしている。100号指示はあくまで合作社の計画の範囲内で一部作業を農家世帯に請け負わせており集団農業体制には変更がないとして改革反対派を押しえ込んで出されたものだった。

フランスおよびアメリカ「帝国主義」から祖国を「解放」したことを統治の正統性としているベトナム共産党にとって、資本主義への転向と批判されうる統制経済体制の改革には、理論武装が必要であった。1982年の第5回ベトナム共産党大会において、「半封建的植民地社会」から解放されたばかりのベトナムは「農業的・小規模生産の社会」であり、資本主義を経過せず直接に社会主義社会を建設すべきだが、そこに至るまでの「過渡期」の前期にお

いては食料品・消費財・輸出品の増加を目的とする発展戦略を取るのが適切である、と主張された。消費財の一部と輸出品の大部分の原材料は農産品であり、そのために農業の発展を最重要課題としたのである(トラン 2003)。

1985年6月の第5期第8回中央委員会総会は配給(バオカップ)制度の廃止という面で画期的であったが、このことがベトナム経済を混乱に陥れることになった。バオカップ制度では国家が農民に供与する投入財と農民が生産する農産物が市場を介さずに交換されていた。配給制度が廃止された結果、国営企業も国家の指示ではなくコスト計算に基づき価格決定を行うようになるが、コスト削減努力のないまま大幅に上昇した労賃をコストに含めたため、製品の大幅な値上がりにつながった。これは当然農民に供与される投入財の値上がり、さらには食糧の販売価格の上昇もつながった。なおベトナム戦争中は東側諸国からの援助によって財政赤字を埋め合わせていたが、戦争が終了してそれもできなくなったため財政赤字を貨幣の増刷によって埋め合わせた。さらに85年9月には物価上昇による通貨不足を補うため旧10ドンを新1ドンに交換する通貨改革(デノミ)を行ったが、政府が十分な新通貨を用意できなかったため、ドンに対する信認がさらに喪失した。このような複合的な要素から、物価上昇のサイクルが急激なスピードで起こり、ハイパーインフレーションを招いた。中臣は、1985年改革は直接的には経済の破綻をもたらしたが、単一市場・単一価格の形成を促すことになり、ベトナムの市場経済移行においてきわめて重要な過程であったとみている(中臣 2002)。

1986年の第6回党大会は以下の点で画期的であった。第一に、社会主義への過渡期が「比較的長期の歴史的時期」とであると確定された。第二に、従来の統制経済システムを抜本的に変革する姿勢を明示し、社会主義セクター内であっても、市場原理を基軸とする生産単位ごとの独立経営方式へと転換されることとなった。第三に、長期にわたって非社会主義セクターの存続を認め、それらを積極的に活用することが明示された。これらの政策はドイモイ(Doi moi)政策と呼ばれ今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる。ドイモイ政策は新経済政策の延長線上にあるものだが、新経済政策が当座の経済的危機を脱するための一時的なものであったのに対し、ドイモイはそれを長期的に継続しさらに深めることになったのである。88年4月には「農業经济管理におけるドイモイに関する共産党政治局10号決議」(DCSVN 1988)によって、集団農業生産は事実上終焉を迎えた。各農家世帯は81年の100号指示で生産単位として公認されていたものの、この時点では合作社の管理が残り国家による買い付けもあった。これに対して10号決議は、農家は税金と合作社基金(組合費)を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。これが農家の生産インセンティブを刺激⁽¹²⁾し、改革前には恒常的なコメ輸入国だったのが翌年からはコメの輸出国に転じた。7月には、非国営部門(集団経済、公私合営経済、私営経済、家族副業経済)の管理に関する政治局60号決議によって、国家による規制を緩和し、大幅な経営自主権を認めた(白石 1993)。

1989年には、当時もっとも大きな問題であったハイパーインフレーションの解決のため、ショック療法的な一連の政策が取られた。具体的には、①預金金利をインフレ率以上に上げ

て実質金利を正の水準に保つ、②国営企業の赤字補填政策の中止、財政赤字の貨幣増刷による埋め合わせ中止、③配給制度の完全な廃止、④為替レートを調整して闇レートと公定レートを同水準にする、の四つの政策が講じられた。これらの大胆な政策でインフレは 1989～91 年に沈静化し、92 年からは完全に克服された（トラン 2010）。ノートンはこの価格全面自由化政策を「小さなビッグバン」（“small bang”）と呼び、ベトナムの市場経済移行の特徴としてハイパーインフレーションの克服がその発端であり、改革によってインフレが沈静化したことをあげた。これに対して中国では改革によって権限の委譲された地方において投資ブームが起きたため、逆に改革後にインフレ気味になり、その後は拡大と引き縮めのサイクルが繰り返すことになったと指摘した（Naughton 1996）。

そしてインフレが沈静化する中で開催された第7回ベトナム共産党大会（91 年）ではさらにドイモイ路線を推し進め、私有制を含む多様な所有形態が積極的に認められるようになった。そして92年に採択された新しい憲法でも、多様な所有制を含めたドイモイ政策の実施が盛り込まれた（トラン 2003）。農業面では、1993年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた（QHVN 1993）。このように農業経営の決定権が農業合作社から徐々に農家個人世帯へ委譲され農業生産における合作社の役割は著しく縮小し、その多くが解体することになった。その総数は、1990年代前半には85年頃の半分以下に激減することになった（トラン 2010）。ベトナム政府は、ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり、それが1996年の合作社法制定につながった。同法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した（QHVN 1996）。

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告（World Bank 1996）が公表されたのが1996年である。上記報告書が公表された正にその年に開かれた第8回党大会で採択された「1996～2000年経済開発戦略」では、2020年までの工業国入りという具体的な目標を示して工業化を一層推進するとともに、農林水産業に対して政府予算からの重点的な投資が行われることが決定した。また農村地域に近代工業を振興させるとともに、交通・通信・医療・住宅等のインフラ整備も進めることを決定した。またこれまで重点的な経済開発地域に選ばれなかった地方都市においても中小規模の工業団地の建設を推進することが決定した。このことがベトナムが急速な工業化をとげたにも関わらず安定的な農村人口を維持している要因の一つになっている。当大会で採択された方針に関して竹内は、「①さらなる高度成長への志向」「②雇用促進と各地域の均等開発」という二つの特徴が現れていると指摘している（竹内 1997）。竹内の指摘する①とは「市場経済化・対外開放」であり、②は「社会的公正の実現」であると言い換えることもできよう。②にあたる政策として、1995年には政府（労働・傷病兵・社会省が中心）が作成する貧困ラインに該当する世帯への低利・無担保融資を手がける貧民銀行（Ngan Hang Phuc vu Nguoi ngheo）が設立された（Okae 2009）。これに加えて少数民族・山岳地域委員会（省と同格の政府組織）を主管とする新たな貧困対策プログラムが98年7月31日付首相決定第135号（CPVN 1998）

によって始められた。このいわゆるプログラム 135 号は対策を要する地域を社（行政村）レベルまで指定（その多くが山岳少数民族地域）し、当該地区における土地無し農民に未開墾地を優先的に分配したり国有地に優先的に契約できる権利を与えるなど、より直接的な支援を行うことになっている。

2001 年の第 9 回党大会では、この二つの実現をめざすドイモイ政策について「社会主義志向の市場経済」という新たな文言で説明するようになった。当大会において採択された「2001～2010 年の経済・社会発展戦略」においては、アセアン（1995 年加盟）・米越通商協定（2000 年調印）に続く目標として WTO 加盟を掲げる（藤田 2006）とともに、貧困削減、社会保障拡充、山岳地域における医療施設整備などの社会政策の強化も同時に打ち出している（石田 2002）。WTO 加盟に際しては貿易制度の改変や輸入関税の引き下げ等、既存加盟国からの要求に基づいて呑まざるを得なかったものも多かった。そのような厳しい条件下であったにもかかわらず、ベトナムは重要な品目に関してはできるかぎり防衛の努力を行った。特に国内の条件不利地域で栽培されている砂糖などの品目では、関税割当により輸入の歯止めをかけることができた。またベトナムの代表的な輸出産品であるとともに主食でもあるコメに関しては、食糧安全保障を理由として高額な輸入関税を課することに成功した（岡江 2010）。

（4）ベトナムの市場経済移行の特徴とその背景

まずベトナムの市場経済移行の第一の特徴として、ショック療法的改革を実施したにもかかわらず共産党支配を維持してきたことである。（旧）社会主義国の市場経済移行について、ショック療法（shock therapy）と漸進主義（gradualism）という二つの移行戦略に関する議論がある。ショック療法とは新古典派経済学に則った市場原理主義的な急激な体制移行戦略であり、一般には東独、ポーランド、ブルガリア、ルーマニア、チェコスロバキア、ロシア、モンゴルが導入を行った代表的な国であるとされる。IMF や世界銀行が途上国や旧社会主義国に推し進めたこの移行戦略は、これらの機関の所在地から一般に「ワシントン・コンセンサス」と呼ばれている。具体的には、①財政規律強化②公共支出に優先順位をつけて厳選③租税改革④金融の自由化⑤為替レートの一本化⑥貿易の自由化⑦海外直接投資の参入障壁撤廃⑧国営企業の民営化⑨経済活動の規制緩和⑩所有権の確保の 10 項目(Williamson 1994)における全面的な改革によって価格メカニズムを機能させる戦略である。これに対して徐々に市場経済化を進める漸進主義を採用した代表的な国は中国である。ショック療法採用国は、その後ほぼ一様にマイナス成長（特にロシアでは政治混乱も）に悩まされたのに対して、漸進主義を採用した中国は経済の安定と経済成長を両立した(中兼 2010)。前述したように、ベトナムでは 1985 年の配給制度廃止と通貨改革によってハイパーインフレーションを引き起こし経済は破綻状態に陥ったが、1989 年のショック療法的な一連の改革によって、ハイパーインフレーションの克服、単一市場・単一通貨の形成、その後の持続的な経済成長を成功させた。このような激しい経済変動にもかかわらず、共産党支配体制を維持し続

けている。その理由として考えられるのは、そもそも改革が「地方の実験」として始まったものを中央がそれを追認するというかたちで行われたことである。そのため改革の方向性は人々が求めていたものであり、その実施には支持があった。またベトナムでは社会主義的工業化が本格化されていなかったために、農業・農村人口が工業・都市人口より圧倒的に多く、工業分野においても国家が包摂する度合いが低かった。工業発展をとげたその他の社会主義国では、生産性向上に努力しなくても解雇されるおそれのない国営企業労働者が多くおり、彼らは市場経済化や独立採算制の導入による労働規律引き締めと雇用合理化（失業の可能性）には激しく抵抗する（塩川 2010）。ベトナムにはこのような抵抗勢力の数が少なかったのである。またベトナム共産党内でも抵抗勢力は少なかった。多くの社会主義国ではその前の資本主義体制を共産主義者が転覆して成立した。よって市場経済の導入は共産党統治の正当性を失わせる。これに対してベトナム共産政権の指導者たちの多くは、まずフランス植民地からの独立をめざす運動を始め、その目的を達成するために共産主義革命運動に身を投じた。改革初期の 1980 年に制定された憲法（三宅 1983）の前文で「フランス植民地主義」「アメリカ帝国主義」「中国覇権主義」⁽¹³⁾の侵略から祖国を防衛したことをベトナム共産党の功績として高らかに歌い上げているように、共産党統治の正当性は社会主義経済体制よりも民族独立にあった。

ベトナムの市場経済移行のもう一つの特徴は、「生産手段の私有制と市場メカニズムによる経済運営を認める一方で、政府の管理と介入によって社会的な公正を追求する政策」を採っていることである。このような政策は一般に社会民主主義と呼ばれ政治的多元主義が原則であるが、ベトナムは共産党一党支配を維持しながらこのような政策を採っているのが大きな特徴である。ゴルバチョフはレーニン主義に帰るという名目で、企業の独立採算制の導入、価格形成や金融・信用のメカニズムの改革を行おうとし（ゴルバチョフ 1987）、後期には事実上社会民主主義化路線になっていた（ブラウン 2008）。しかし政治的な民主化も同時に行ったため、この社民路線は保守派からは「社会主義への裏切り」、急進改革派からは「まだ社会主義にこだわっている」と批判され、政治的分極化を一層強め、経済改革を成功させる前に共産党支配体制が崩壊してしまった（塩川 2010）。ベトナムも「レーニンのネップ（新経済政策）」を名目にして市場経済移行を始め、時期的にもペレストロイカと重なっている。ベトナム共産党指導部はペレストロイカの「失敗」を参考にして、経済改革に関しては「ショック療法」的な政策は導入しても政治改革は「漸進主義」的であった。

このようにベトナムの市場経済移行の特徴として、ショック療法的改革を経験したにもかかわらず共産党体制を維持していること、市場経済化と社会的公正の両立を図っていることがあげられる。その背景として（1）で指摘した相互扶助的な村落慣行の残るベトナムの伝統社会の存在があるのではないか。これに対して中国では、村落はまとまりに欠け社会の流動性が高く人々の行動を縛る規範や団体の力が弱いので、先に豊かになれる人・地域から発展する「先富論」が受け入れられたのではないか。

2. 農業・農政の現状

(1) コメ生産とその政策

1) コメの生産の概要

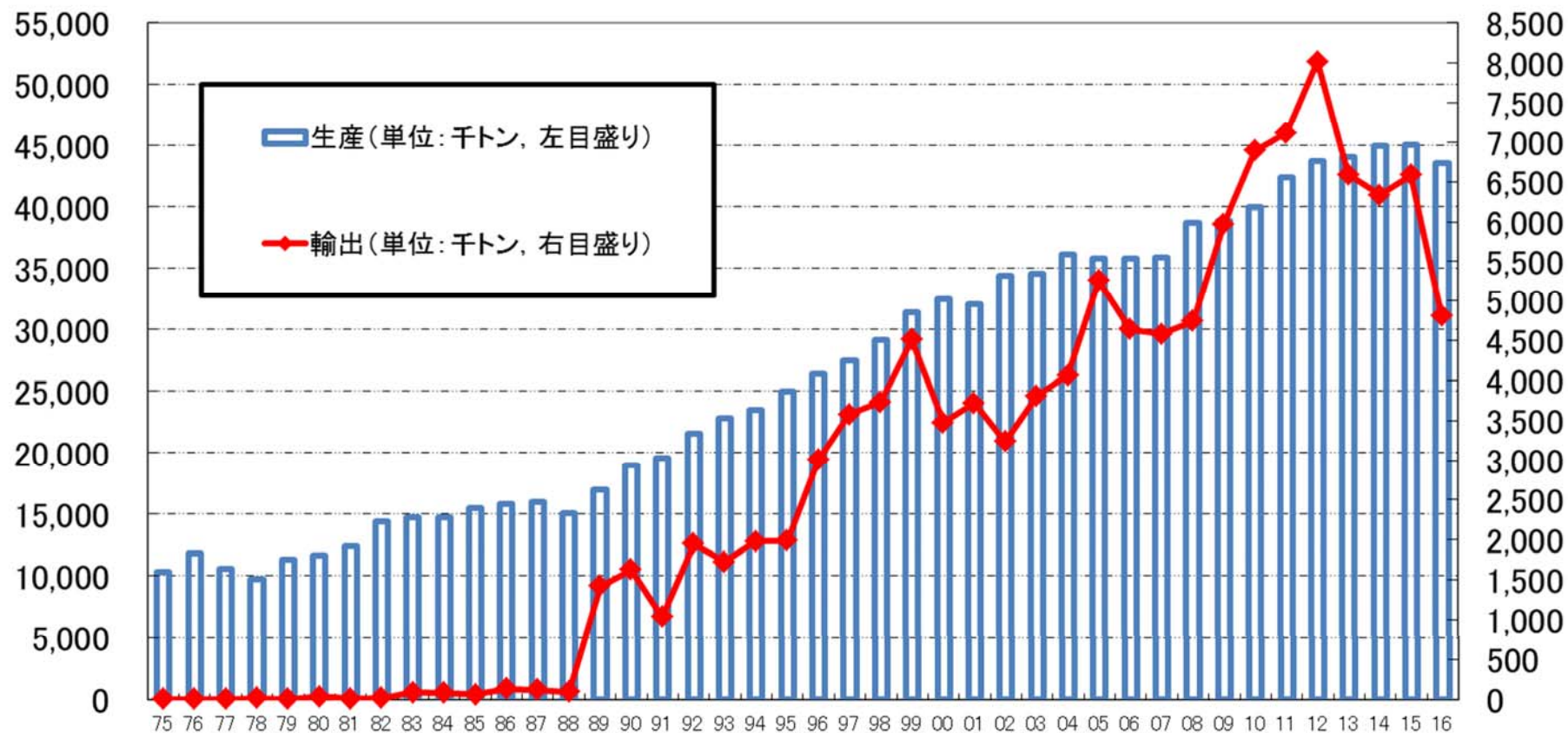
現在ベトナム農家のおよそ8割がコメ生産に携わっている (Nguyen Ngoc Que 2009)。またベトナム一人あたりの年間コメ消費量 (精米換算) は 145kg であり、これは日本人のおよそ 2.4 倍にあたる (FAO online)。このようにコメはベトナムにとって最も重要な作物である。コメの生産は、主に北部の红河デルタ (2015 年の生産量の 14.9%) と南部のメコンデルタ (56.8%) で行われている (TCTK online)。両デルタ以外のベトナムの各地域 (第1図参照) では、コメは常にぎりぎり自給できるかもしくは不足の状態にある (Nguyen Ngoc Que 2009)。北部ではおおむね2期作、南部では3期作でコメが栽培されている。

第2図にベトナム戦争終了 (1975 年) の後のコメの生産と輸出をグラフ化した。集団農業生産体制を終わらせた 1988 年 10 号決議の翌年 (89 年) 以降、右肩上がり生産が伸び、本格的な輸出もこの年から始まっている。2012 年には過去最高の輸出量を達成して、長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。しかしこれはもっぱらタイがコメの担保融資制度によって米価を高騰させたことによるものである。2013 年にタイの輸出米価が下がると、ベトナムのコメ輸出量は激減し、その後も低迷したままである。

第3図は 2000~16 年における 5 大コメ輸出国 (タイ・ベトナム・インド・パキスタン・アメリカ) のコメ生産に占める輸出の割合 (%) を図示したものである。ベトナムの割合は世界第二の人口大国であるインドに次いで低く、2007 年までは国内生産の 2 割程度しか輸出できていない。国際米価が高騰した 2008 年以降は輸出量の増加に伴って割合も大きくなり、最高で 28% (2011 年) まで上昇したが、それでもインド以外のすべての国よりも割合が低い。その後割合は低下し、2015 年には 18% と 2007 年の割合 (19%) より低くなった。

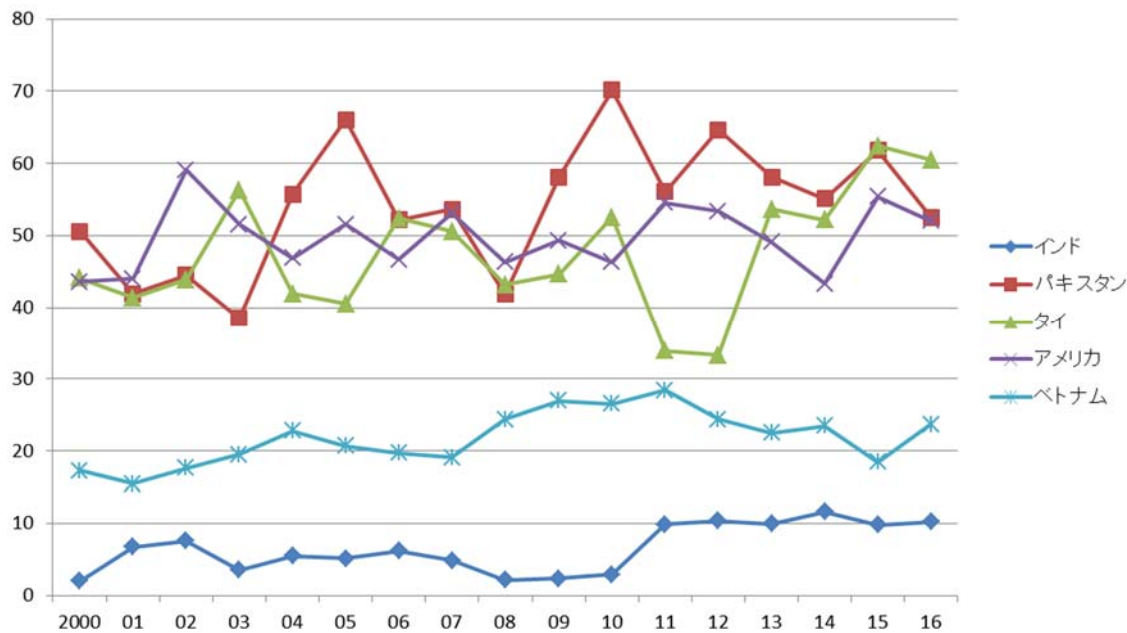
第4図は同じく 5 大コメ輸出国の 2000~13 年におけるコメ輸出価格 (米ドル/t) を図示したものである。コメの国際指標価格となっているタイ米はほぼ中間の価格である。輸出量ではベトナムに抜かれて久しいアメリカ米は常に高価格で取引されている。またインドは輸出規制を行った 2008 年以降急騰しているが、近年は落ち着いている。ベトナム米に関しては常に安価で取引されている。この間 2002 年と 2008 年だけはタイ米価格に接近したが、これは世界的に米価が高騰して需給が逼迫したことによる一時的な高騰にすぎない。2009 年以降は再び引き離されている。後述のように 2000 年から海外市場への販売を前提にした農林水産物の高品質化をめざす政策が展開されたが、成果は上がっていない。

ベトナム国内のコメ流通の特徴として、生産から消費 (輸出) まで多くの流通経路が存在し、その度に流通マージンが発生している。特に精米加工が半加工 (粳を玄米に) と仕上げ加工 (玄米を白米に) に分断されているのが問題である (小沢 2004) (坂田 2003)。そのことが精米技術への投資を妨げる要因となっている。そのため流通過程で 13% のコメが失われているといわれている (Nguyen Ngoc Que 2009)。ベトナムのコメ輸出制度は 1990



第2図 ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

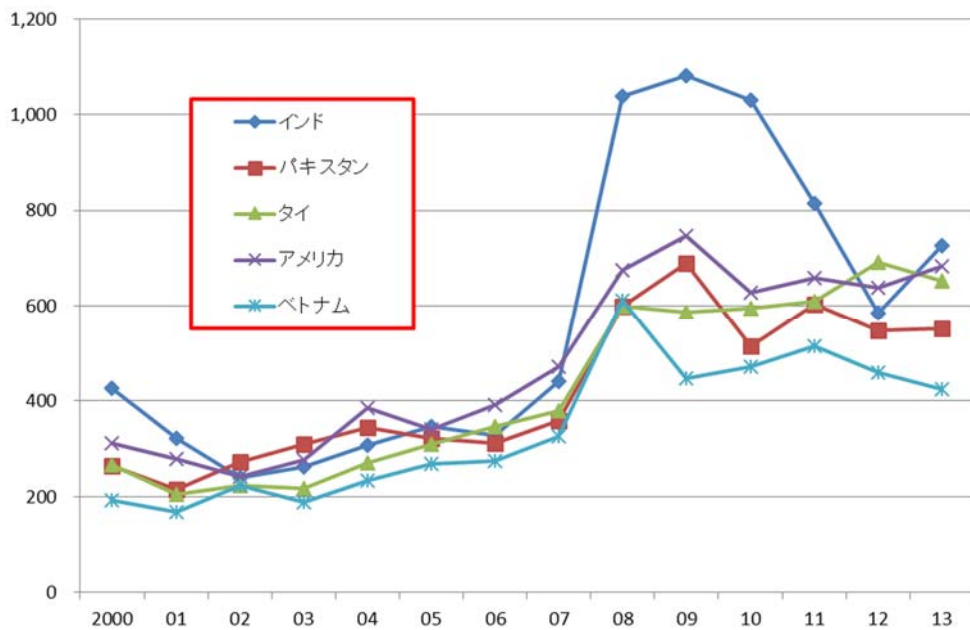
資料：1999年まではTCTK(2000)，2000年以降はTCTK(online)(2005)(2008)。



第3図 5大コメ輸出国のコメ輸出割合 (%)

単位：(精米輸出量/精米換算生産量) * 100.

資料：USDA(online).



第4図 5大コメ輸出国のコメ輸出価格

単位：精米輸出金額 (米ドル) / 輸出量 (トン).

資料：FAO(online) .

年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られた。現在の規定では、政府間契約の輸出米のうち20%は契約事務を行った業者自身が輸出するが、残り80%はコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会が参加業者に割り当てることになっている(後述109号議定の第16条)。食糧協会は1989年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体であるが、実際には政策を代行(市場動向把握, 業者監督など)する准政府機関である。このような国内流通における非効率性と輸出業務における規制によって、ベトナムでは高級米の生産・輸出の効率化を促す市場原理が働きにくく、国際市場での評価は低いままである(第4図参照)。

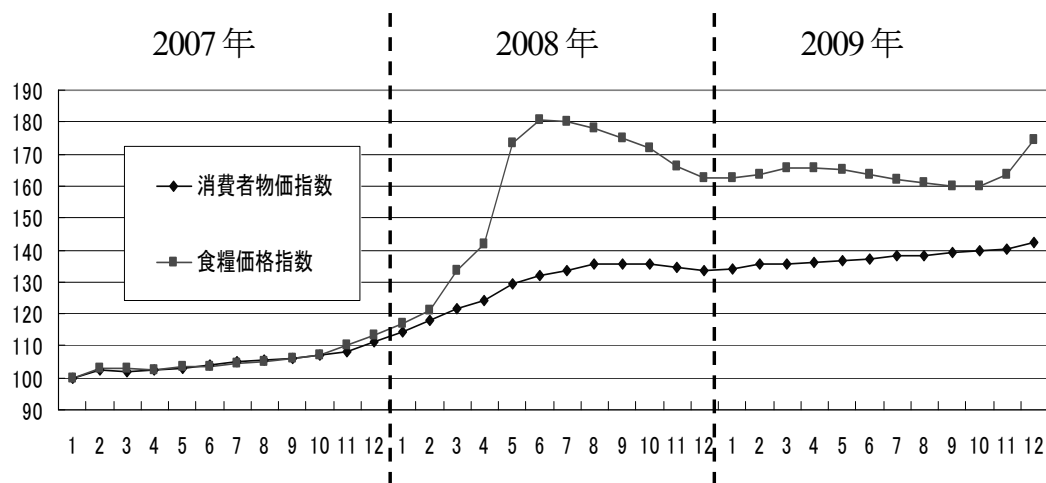
2) 2007年末からの国際米価高騰とその対応

第5図は、2007~09年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧価格指数の上昇を、2007年1月を100として示したグラフである。2007年10月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始め、2009年12月には消費者物価指数および食糧価格指数が2007年1月からそれぞれ42%増・75%増となっている。食糧価格と物価全体の相関が強いのは、コメが国民の圧倒的な主食であるからである。さらにコメが重要な輸出産品であるにもかかわらず、流通は零細な個人経営に担われ在庫調整によるリスクへの対処ができないという事情のために、国際価格と国内米価とが密接にリンクしている。第6図は国際価格(タイ輸出米価格)とベトナムの輸出米価格・国内米価の2007後半~09年における変動をグラフ化したものである。新輸出契約の停止が発表される2008年3月までの間は3者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。2008年3月の輸出規制によって、以降は国内米価と物価全体の上昇が抑えられた反面、ベトナムの輸出米価格が急上昇し、コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった。

世界食料危機の混乱を踏まえて、2008年7月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会において農業問題が議論され、さらに政府の今後の食糧政策の方針として2009年12月23日に「国家食糧安全保障に関する政府決議63号」(CPVN 2009)が公布された。さらに同決議の方針を執行するために政府議定109号(CPVN 2010)が2010年11月4日に公布(施行は2011年1月1日)された。

3) 新コメ政策の概要

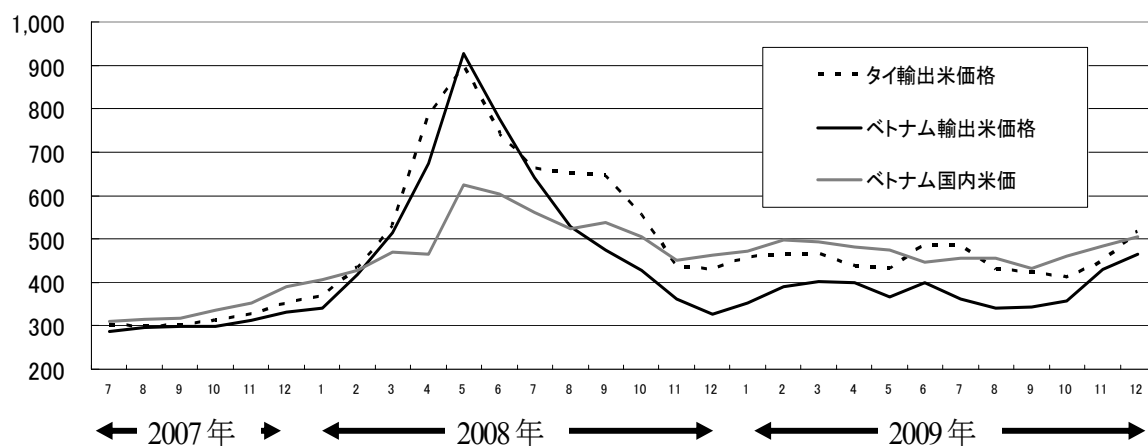
前述のようにコメはベトナムにとって重要な輸出産品であるとともに国民の主食でもある。2008年の米価高騰期に国内物価が高騰し、国民全体の生活を守るために輸出規制を行い、農業生産者の利益を犠牲にすることになった。その後63号決議および109号議定によって「水田面積の維持」「輸出業者の選別」「価格支持策」という新しい政策が導入された。これらの新政策は、①生産維持・流通効率化とともに在庫を確保して物価の安定をさせる、②生産農家の利益を確保する、という二つの目標があると考えられる。以下、これら政策について詳しく紹介する。



第5図 2007~09年におけるベトナム国内の物価上昇

資料：TCTK(online).

注. 2007年1月を基準(100)とする指数.



第6図 2007~09年におけるタイ輸出米価格
・ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価 (米ドル/トン)

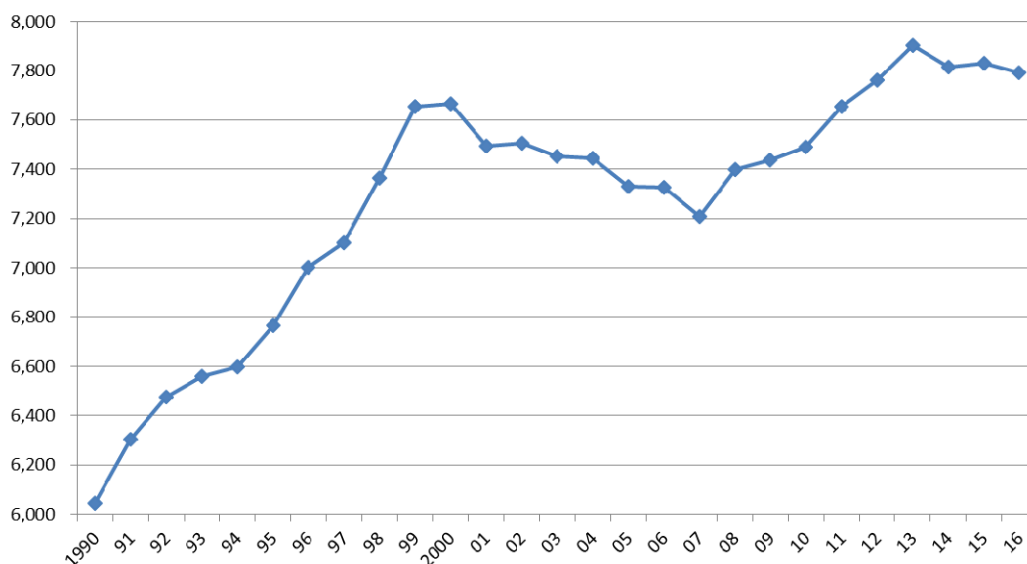
資料：CCPDTV (2010), TTPNN (2009).

注. 輸出米価格は両国とも25%碎米価格. ベトナム国内米価は, メコンデルタのコメ生産地カントー市(第1図の57)における通常米(Gia te thuong) 価格.

(i) 水田面積の維持

第7図は、1990年以降の稲の作付面積をグラフ化したものである。図が示すように脱集団化・市場経済化が進んだ90年代は年々面積が増加し続けている。この時期のベトナムでは、主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ、劣等地へも生産拡大が進められた。そのため、肥沃なデルタ地帯では6 t/ha以上の生産をあげる一方、山間地や土地条件の悪いところでは2 t/ha程度のところもあった。コメ輸出拡大も、もっぱら価格の優位性(安価)によるものであり、ベトナム米の品質は国際的にも評価が低いものであった。こういった問題を解決するため、ベトナム政府は2000年6月15日に第9号政府決議(CPVN 2000)を公布し2010年に向けての農業発展戦略を打ち出した。同決議はそれまでの市場経済化による量的拡大という農業政策を海外市場への販売を前提にした農林水産物の高品質化へと転換するものであった。コメに関しては、灌漑設備の整備された水田を400万ha維持するとともに、生産性の低い水田は他のより適当な作物や養殖に転換することとしている。この方針を受けて2000年以降には作付面積が年々減少し続けている。作付面積ではこのように減少しているが、生産量自体は依然増加傾向にあった(前掲第2図参照)。

だがこの水田の減少が2007~08年にかけての国内米価急騰の一因となったと考えた政府は、2008年4月18日に第391号首相決定(CPVN 2008)を公布し、水田専作地の転作の原則禁止の方針を打ち出した。さらに2009年の63号決議では、具体的な目標として、国内需要を満たすために、2020年まで380万haの水田と41~43百万トンの生産を維持することとしている。



第7図：1990年代以降の稲の作付面積

単位：千ha.
資料：TCTK(online)

(ii) 輸出業者の選別

ベトナムはコメの大生産・輸出国にもかかわらず、非効率な流通と在庫不足のために国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。そのため 63 号決議では、業者に対して容量 400 万トンの貯蔵施設（当時の国内総在庫の約 2 倍の容量）の建設を 2012 年までに完成させるように指示した。

さらに 109 号議定第 4 条では、輸出業者として認可される条件を詳しく定めている。具体的には、5,000 トン以上のコメの収容能力がある倉庫と 1 時間当たり 10 トン以上の処理能力がある精米所を輸出地点において所有していることである。認可を求める業者について各地方省の商工局が検査を行い、条件に適合すると判断された場合、商工省が 5 年間有効の認可証を交付することになっている（第 5～6 条）。なおこの 5 年間の間でも、第 4 条に定めた条件を満たさなくなった場合は免許は取り消される（第 8 条）。認可された輸出業者はさらに過去 6 カ月間の輸出量の 10% のコメを貯蔵し続けることも義務づけられている（第 12 条）。その上、業者はコメの買い付けごとに品質と種類ごとの価格を地方省政府（人民委員会）に通知する義務がある。地方省人民委員会は担当地区の農民が業者から不当な安値を強要されないように、その価格情報を公開することになっている（第 13 条）。また政府間契約を除く一般契約においては、輸出業者は (iii) で後述するような最低輸出価格を守るとともに、上記の第 12 条で義務づけられた 10% の貯蔵米以外にさらに契約輸出量の 50% 以上を手元におくことが義務づけられている（第 18 条）。

(iii) 価格支持策

63 号決議では、稲作生産費の 30% 以上を生産者の利益として確保し、2020 年までに食糧生産者の収入を現在の 2.5 倍にする目標を立てている。また財務省に対して稲作生産の保険のスキームを政府に提出するように求めている。

これを受けて 109 号議定では、画期的な価格支持策が導入された。同議定第 14 条では、「生産者の利益を保障」するための国内下限価格を定めている。下限価格の計算方法は以下のとおりである。各期初に財務省が稲作生産費の計算方法を公表する。それに応じて各地方省がその地域の平均的な稲作生産費を計算する。各地方省から上がってきた数値を元に財務省が下限価格を決定する。さらに収穫期になって市場価格が下限価格を下回るようであれば、農業農村開発省は、財務省・商工省・国家銀行・食糧協会と協力して、市場価格が下限価格を下回らないように米価を維持するための「具体的な対策」を政府に提示することになっている。この「具体的な対策」が何かは 109 号議定では明示されていない（その内容は 4）(□) で述べる）。

また第 15 条では物価安定のために国内上限価格も規定している。国内米価が急騰してこの上限価格を上回る場合は、政府はコメ輸出業者へ備蓄米を市場に放出するよう指示することになっている。またこの指示によって業者が損害を受けた場合は、政府が賠償することも規定されている。さらに第 19 条では、財務省は各期に国内外の市場や国内下限価格等を勘案して最低輸出価格を定め、ベトナム食糧協会を通じて参加業者に周知徹底させること

になっている。

4) 新政策の実際と最新の動向

上記の三つの新政策の実施状況とその結果について以下に報告する。

(i) 「水田面積の維持」政策のその後

第7図にみられるように、水田専作地の転作禁止の方針が出された2008年以降は稲の作付面積が回復してきた。これは当局の規制が遵守されたというよりは、米価高騰により生産インセンティブが刺激されたためと思われる。しかしその後生産過剰の状態(2013年で約44百万トン。第2図参照)となり、2013年から政策転換が行われた。同年6月の首相決定899号(CPVN 2013a)では、必要な生産量を維持しつつも、農地の効率的な活用(水田を他の農作物へ転作)を推奨するようになった。さらに具体的計画として、2014年7月31日に農業農村開発省は、「2014~20年の稲作地帯の作物構造転換計画承認に関する農相決定第3367号」(BNNPTNT 2014)を公布した。これは2015年までに全国の稲作用地26万haを、さらに2020年までに51万haをその他の農水産用地へ転作する計画である。第2表は、稲作および稲作から転作する予定の各作物についての、2013年現在の作付面積、稲作からの転作の結果2020年に実現すると想定される作付面積、そしてその間の増減とその割合を同決定から計算して表したものである。2013年の稲作作付面積の9.6%を転作させることにしており、転作先として面積で大きいのが「トウモロコシ」「野菜、果物」、2013年の作付面積からの増加が大きいのが「畜産飼料作物」「水産養殖用地」となっている。これは生産性の低い稲作から農家の現金収入源となりうる作物への転換が図られており、ベトナム政府が2000年9号決議の農業発展戦略へ軌道に戻したことを示すものであろう。

なお2013年首相決定899号でも14年農相決定3367号でも、あくまで水田からの用途変更先は農水産用地に限定されており、工業用地や住宅地への転用は相変わらず規制されている。つまり再び米価高騰のような事態に陥った場合にいつでも水田に戻せるようにしており、国家食糧安全保障は常に農業政策の念頭に置かれている。

第2表：2013年と2020年(計画)の各作物の作付面積(全国)

	2013年	2020年	面積の増減	増減割合(%)
稲作	7,899	7,144	-755.0	-9.6
トウモロコシ	1,173	1,403	230.0	19.6
大豆	118	166	48.0	40.7
ゴマ, 落花生	259	353	94.0	36.3
野菜, 果物	878	1,041	163.0	18.6
畜産飼料作物	91	141	50.0	54.9
水産養殖用地	207	299	92.0	44.4
その他	687	765	78.0	11.4

資料：農相決定3367号(BNNPTNT 2014)の添付資料より筆者が計算。「増減(%)」以外のすべての単位は千ha。

(ii) 「輸出業者の選別」政策の実際

輸出業者選別を規定した 109 号議定に基づき、コメ輸出を希望する業者は条件を整えて 2012 年 10 月 1 日までに政府の認可を受ける必要があった。その結果、2013 年には小規模業者の破産が相次いだ。

ただし認可時こそ検査されるものの、その後 109 号議定第 12 条、18 条で要求されている条件を業者が満たしているかについていかなる機関も常時監視しているわけではない。そもそもこれらの規定は政府決議 63 号で目標とされた 400 万トンの備蓄を達成するためのものであるが、監視機関がないため民間備蓄の統計データもなく、この目標が達成されているかも不明である。

(iii) 「価格支持策」の実際とその影響

109 号議定第 14 条で規定されている下限価格は公表されていない。同条で規定されている市場価格が下限価格を下回った場合の「具体的な対策」として、政府による調達プログラムが実施された。このプログラムに沿って業者がコメを購入した場合は、銀行から融資を受けられ、その利息を政府が全額負担する。購入量はベトナム食糧協会が会員企業に割り当て、プログラムに参加させている。企業が購入する価格はそのときの市場価格であり、下限価格ではない。第 15 条で規定されている上限価格を超えた場合の放出はこれまで行われていない。国際米価が高騰した 2008 年は政府が輸出を停止したので、業者は国内で販売せざるをえなかった。その後ベトナム政府は輸出停止も強制放出も行っていない。

調達プログラムにおける政府による財政支出は、銀行からの借入金の利息補助のみである。つまり業者にとっては、利息負担は免除されても購入価格以上で販売できなかった場合のリスクは自ら負担しなければならない。このような価格変動のリスクを業者に負担させる調達プログラムは、効果がないだけでなく、業者の不正（抱えた在庫を売りさばくため正規のルート以外で販売をする等）を誘発する可能性がある。近年中国へ輸出が急増しており、その多くが非公式なもの（密輸）と考えられている。公式な統計はもちろぬが、農業省関連団体であるベトナム市況分析予報株式会社は 2016 年の中国へのコメの公式輸出量 490 万トンに加えて、非公式輸出量が 140 万トンと推計している（CCPDTV 2017）。

(2) 農地とその政策

1) 農地の分布状況

前述のように、コメはベトナムにとって最も重要な作物であり、その生産のほとんどは、北部の紅河デルタと南部のメコンデルタで行われている。紅河デルタでは、歴史的にムラ社会的な結合が強い上に独立後の土地改革で地主が追放されたため、脱集団化においても農民に土地が均等に分配された。これに対してメコンデルタはフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され、独立後も市場経済下で大規模農業が発展した。統一後の南部における農業集団化は、商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農

業生産の仕組みを破壊することになり、生産放棄と深刻な食糧不足を引き起こした。そのため脱集団化において南部では元の持ち主に農地が返還される事が多かった。

第3表は稲作農家が自らの生産したコメをどのような用途に使用しているかの内訳(2004年現在)である。最大の稲作地帯であり輸出米の主産地であるメコンデルタでは生産の7割が販売されるのに対して、紅河デルタでは生産の約半分が農家自身の食用に使用され販売はわずか2割強である。また紅河デルタの農家世帯の95%が水稻耕作を行っているという事実(Nguyen Ngoc Que 2009)から、紅河デルタの農家にとって稲作とは昔ながらに自らの食を確保するために行うものであるということがわかる。さらに第3表では紅河デルタにおける備蓄・家畜飼料・消失がメコンデルタの何倍もの割合を占めている。このことは、低技術水準下で収穫後の消失が大きく、零細経営による不安定性のため将来への保険として備蓄と畜産の兼業を行っているという紅河デルタ農民の姿を示している。

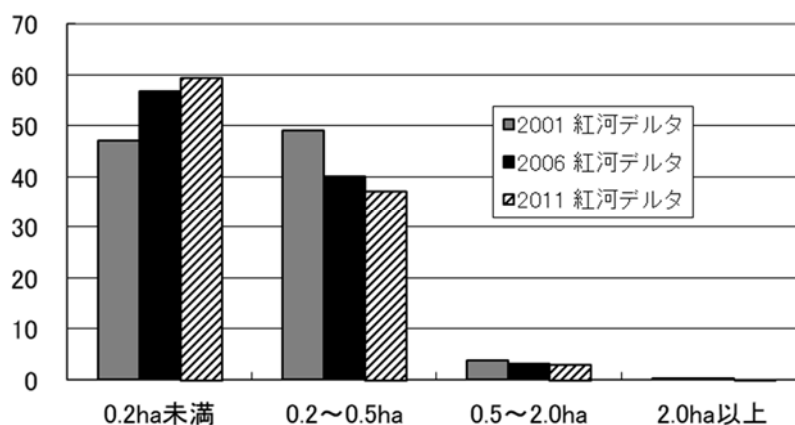
第3表 2004年における稲作農家のコメ用途の内訳(%)

	紅河デルタ	メコンデルタ	全国平均
農家の食用	49.30	16.40	41.50
販売	23.00	70.00	34.00
備蓄	12.30	4.80	12.60
種まき	0.94	3.69	2.16
家畜飼料	11.30	2.90	7.40
他世帯への貸し出し	2.72	1.97	2.00
消失	0.40	0.10	0.20

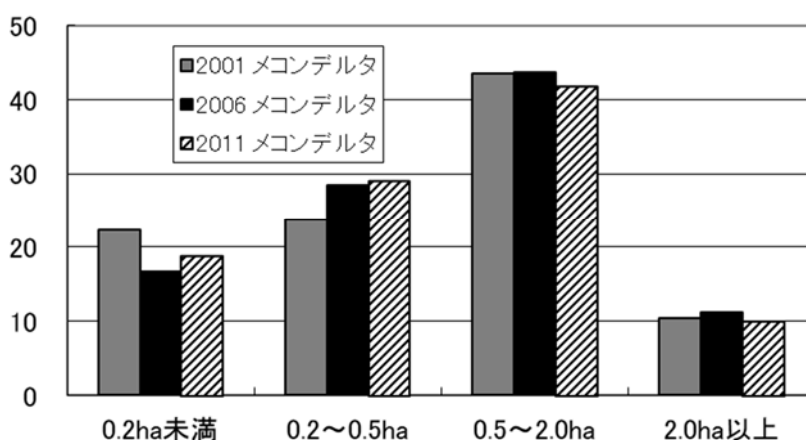
資料：TTPNN (2008)。

第8-1, 8-2図は、2001年・06年・11年に行われた『農村・農業・水産業センサス』(TCTK(2003)(2007)(2012))から両デルタにおける経営面積別に見た農家世帯の分布を示したものである。両デルタを比較してみると、紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きい土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。また3時点の変化を見てみると、紅河デルタでは「0.2ha未満」層の割合が常に上昇傾向にある反面、「0.2～0.5ha」層の割合が下落傾向にある。2001年時点では一番大きかった中間層の「0.2～0.5ha」層にいた一部農民が最零細層の「0.2ha未満」層に転落しており、比較的均等であった紅河デルタにおいても市場経済化の流れの中で格差が広がってきていることがわかる。一方メコンデルタは紅河デルタよりは経営規模が大きいといえ、ほとんどが我が国の平均経営面積(2ha)未満である。また2001年から06年にかけて「0.2ha未満」層の割合が下がったが、2011年には少し持ち直している。耕作放棄された狭小な農地が2008年からの米価高騰によって生産のインセンティブが生じて耕作放棄が一時的に止まったことを示しているのであろう。反面、メコンデルタの「0.2～0.5ha」層

の割合は常に上昇傾向にあるのは、「0.2ha未満」層が耕作放棄した農地をこの層が集積しているからであろう。紅河デルタでは水田耕作の主目的が農家自身の食用にあるためこのような耕作放棄があまり起きていないと思われる。



第8-1図 紅河デルタにおける経営規模別農家世帯分布 (%)
(2001, 2006, 2011年)



第8-2図 メコンデルタにおける経営規模別農家世帯分布 (%)
(2001, 2006, 2011年)

資料：TCTK(2003)(2007)(2012).

2) 「社会主義志向の市場経済」と農地政策

前述のようにベトナムは自らが進める市場経済移行を「社会主義志向の市場経済」と説明している。農業はとりわけ脆弱な経営基盤(矮小な農地面積)のもとで地域の条件や市場変動に大きく左右されるため、平等主義(社会主義志向)と市場経済という両立が難しい二つの政策が慎重に進められてきた。

農地に関しては、1993年に全面改正された土地法（QHVN 1993）によって、土地の所有権は国家に属するとの原則を維持しながら、20年間の土地所有権が個人に交付された。同法で交付される水田の使用権は一人あたり3haまでという上限を設け、平等主義的な政策をとっている。2000年代に入ってから政府はより一層の市場経済化をすすめる方針を鮮明にし、2000年9号決議で示されたように農業に関しても国際市場に対応するために合理化と高品質化を求めるようになった。2003年に改正された土地法（QHVN 2003）では、高収量・高品質な水稲栽培専用農地への国家による補助・インフラ整備・先進技術の導入、水稲栽培専用農地の転作規制など、この方針にとった規定が盛り込まれている。なおこの年には、農地使用税の減免措置も導入された。これは自らが使用権を持つ農地もしくは合作社（農協）や農場から請け負っている農地を使用する農家には農地使用税を100%免除する一方、不在地主は減免税対象にはならないというものである。また、土地法の定める上限面積を超える部分については100%ではなく50%の減免措置としており、平等主義的な配慮もなされている。個人に交付される使用権の面積上限規定はその後変わらないが、後述のように2013年土地法（QHVN 2013）では譲渡や借地という形で事実上この制限が撤廃されている。さらにこの年には、大規模農家が農協と協力して販売事業を行う場合、農地使用税を免税し、工事費や技術普及費用の補助などを行う首相決定第62号（CPVN 2013b）が出された。

このように近年のベトナムの農地政策は、平等主義（個人使用の上限）の建前を維持しながら、経営規模拡大による合理化を推進したいという本音がみられる。

3) 2013年農地法の規定

現在の農地法制について詳しく知るために、現行の2013年土地法の条文のうち重要なものを解説する。

ベトナム社会主義共和国の土地はすべて国有であり、ベトナム国民は国家から土地所有権を交付されている（第4条「土地は全人民所有に属し、国家が所有者の代表としてそれを統一して管理する。国家は本法の規定に従って土地使用者に土地所有権を交付する。」）。この土地所有権は前述のように1993年土地法で20年の期限付きで交付されたが、期限の年に公布された2013年土地法の第126条では、1993年にさかのぼって50年間の使用権が認められるという形で継続して使用が認められた。そしてこの使用権は、交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利も含み（第167条）、事実上の土地所有権とっていい。国家による土地収用に関しては、同法第6章全体（第61～94条）に詳細な規定があり、農家から農地を収用する場合は、農地および農地に対して投資された金額のうち残存期間分を国家が補償することが第77条で明記されている。

土地所有権の交付は、国家への土地使用料納入が免除される場合（第54条）と納入義務がある場合（第55条）の2種類がある。前者は個人への制限面積内の農地（第129条に規定。後述）や公的機関への土地分配が、後者は個人（非農地および制限面積以上の農地）・経済組織・海外在住ベトナム人・外資系企業への土地分配が含まれる。なお第55条3項では、外資系企業へは販売・賃貸用住宅建設投資プロジェクトの実施のために土地所有権を交

付されるとある。さらに第 183 条 4 項は外資系企業が土地使用权を持つベトナム企業の株を購入することを認めている。また第 185 条は、工業団地において外資系企業が土地使用权の譲渡を受けることを認めている。このように外資系企業がベトナムの企業から土地使用权を入手することは認められるが、いずれも非農業用途に限られる。また第 56 条 1 項には、外資系企業が投資プロジェクト（農業・非農業とも含む）を行う場合に国家が土地を賃貸するとある。第 169 条において、外国人個人は土地使用权を持つことは認められていない。また第 179 条においてベトナム人から土地を賃借することも認められていない。

農地の定義は第 10 条 1 項にあり、稲作地及びその他一年生作物栽培地、多年生作物地、林地、水産物養殖地、製塩地、その他農地（栽培用の温室その他建物（露地栽培でない場合も含む）の土地、家畜・家禽その他動物を飼育する施設の土地、研究・試験目的に使用される栽培地・飼育地・水産物養殖地、苗木・花・盆栽の栽培地）となっている。

国家から農民個人への農地使用权交付は、一年生作物・水産物養殖地・製塩地の場合は東南部およびメコンデルタでは 3ha まで、その他の地域では 2ha まで（第 129 条 1 項）、多年生作物地の場合は平野部で 10ha まで、山岳地の場合は 30ha まで（同 2 項）、林地の場合は 30ha まで（同 3 項）となっている。ただし、他の世帯から譲渡を受けた場合は、上記の 10 倍まで土地使用权を持つことができる（第 130 条）。また借地の場合は面積の上限を設けていない（第 129 条 8 項）。また農民個人が交付された農地の使用权を自分以外の人間に移転するのは、同一社（行政村）内での譲渡・交換や親族への相続に限られ、さらにその相続人が海外在住ベトナム人（ベトナム国籍保有者）の場合はベトナムでの住宅所有権を持つことが義務づけられており（第 179 条）、外国人個人や外資系企業がベトナム人から農地使用权を譲り受けることはできない。なお同条 1 項では、農民個人が交付された農地の使用权を、ベトナム国内の組織・個人・海外在住ベトナム人に賃貸する権利を認めているが、外国人個人や外資系企業あてには認めていない。

農地の中でも特に重要な稲作地については第 134 条を設けて特別に規定している。同条 1 項では国家に対して、稲作地を保護し非農業目的への転用を規制する政策を、またインフラ整備や先進技術の導入を図る政策をとるべきことを規定している。2 項では使用者に対して、当局の許可なく転作・転用してはいけないことを規定している。3 項では、国家から水田専作地の使用权交付を受けて非農業目的に使用した者は喪失した水田面積分の補償費を納入しなければならないことを規定している。

4) 農地の交換分合

「2）「社会主義志向の市場経済」と農地政策」で述べたように、近年ベトナム政府は、農地の規模拡大を推進する政策を進めている。しかし、前掲の第 8-1, 8-2 図のように経営規模の拡大は進んでいない。その理由の一つに農地の分散錯圃状態があげられる。1993 年の農地分配時には、その地方（社と呼ばれる行政村）ごとに農業人口一人あたりの面積が等しくなるように均等に分けられた。特に紅河デルタでは、面積のみならず土地等級（地味）ごとの平等性も追求されたため、ただでさえ小さい農地がさらに細分化された。この状態を解

消するために、2003年と13年からの2回にわたって農地の交換分合が行われた。これは分散した農地の地片（筆）を農家同士で交換させて集約させる政策である。交換分合に際して農家の宅地に付属する畑以外の耕地（田、畑）はすべて交換対象となった。「1. ベトナム農村社会と市場経済移行の特徴」で述べたように集団農業の時代でも、農家の宅地とその付属する畑は集団化されずに個人所有のままであった。

2003年交換分合の法的根拠は、2002年首相決定68号（CPVN 2002）である。その中に「農民に交換分合を勧める」との文言がある。さらに2003年首相指示22号（CPVN 2003）にも、「省級人民委員会は農民の自主性と同意、各方面の相互利益の原則のもと交換分合事業の指導を行い、農地再配置と効果的な土地利用のための組織再編を行う。」との文言がある。2013年交換分合については、2013年土地法第190条に同一社内の人間に農地を譲渡・交換する場合は土地からの収入税（土地を販売して受け取った料金にかかる税）と登記の費用を免除するとの規定があるが、これは交換分合を促進するための規定である。さらに2013年土地法の施行細則である2014年政府議定43号（CPVN 2014）の第78条に、各世帯・個人の交換分合の手続きについて、以下のように記載がある。

①交換分合に際しては、農地を使用する個人世帯がお互いに文書を交わして合意して農地を交換する。

②社人民委員会（行政村の執行機関）は管内の交換分合計画案を策定し、県（社より上級の行政組織）の天然資源環境局（土地管理の部局）に送る。

③県の天然資源環境局はそれを検査し県人民委員会の認可を得たのち、社に対して認可を得た計画に沿った交換分合の実施を指示する。

④省（県より上級の行政組織）の天然資源環境局は、土地台帳の調査・整理・再作成を指示する。

⑤農地を使用する個人世帯は、農地の使用権証書を更新のために提出する。

⑥土地使用権登記所⁽¹⁴⁾は、回収した使用権証書を点検し再発行し、情報を更新して土地台帳を再作成する。なお土地や土地に付属する家屋やその他財産に金融機関の抵当権が設定されている場合は、金融機関から抵当権証書を回収して更新した証書を再発行する。

この交換分合は国家の政策として推進されたが、政府が強制的に農地を回収・分配したのではない。あくまで農民間の自主的な交換であり、中央および地方政府はそれを促すための計画は立てるが、それは農地の使用権をもつ農家間の合意が前提である。ムラ社会的な無形の圧力によって実際にはほとんどの地域で計画通り交換分合が行われたが、交換に同意しない人も存在した。特に土地の価格の高い地域では交換に同意しない人が多かったようである。また成功した地域でも、各世帯の分散していた農地が1～2か所に集約されただけで経営する総農地面積自体には変化がなく、特定の専業農家に農地が集積されたわけでもない。

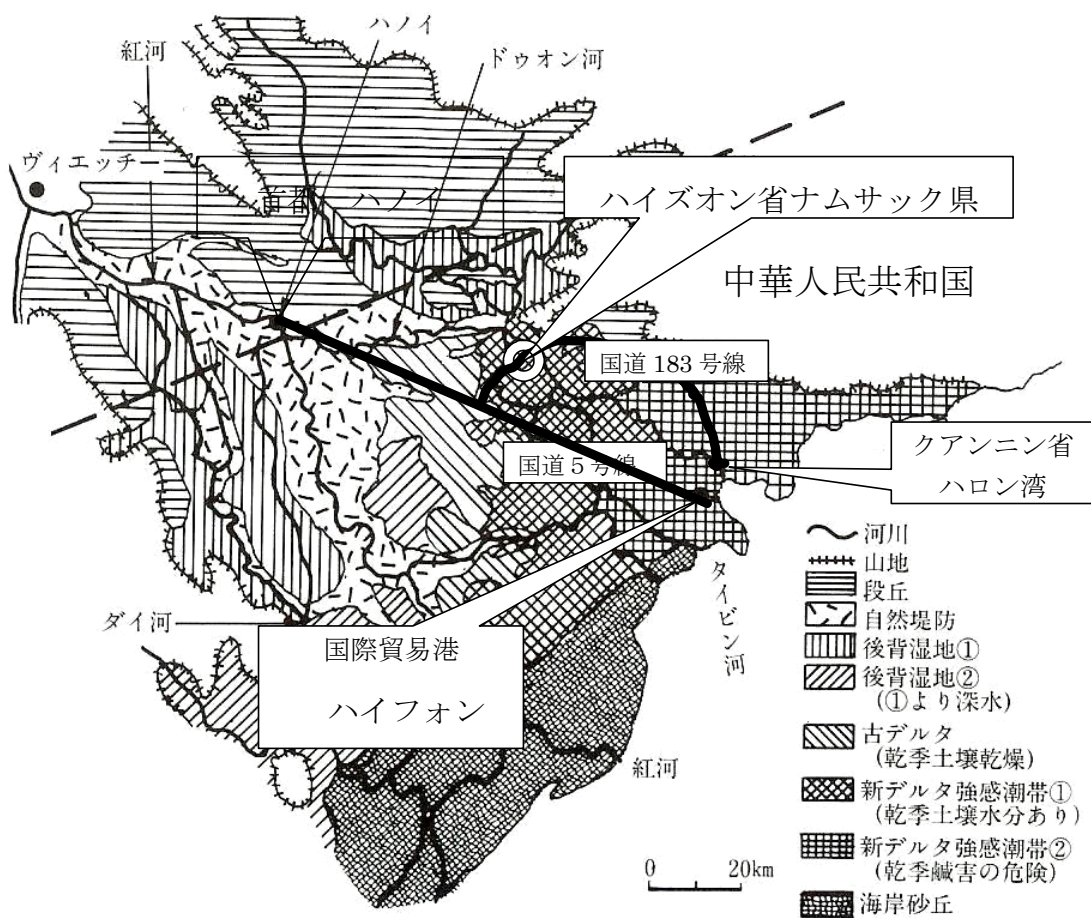
3. 事例分析

ベトナム農村における農業問題を理解するために、以下に筆者自身の調査による紅河デルタ地域のカオドイ村における農業集団化・脱集団化・コメ生産・農地問題について紹介する。

現代のベトナムの地方行政組織は、省一県一社の三重構造であり、最末端の行政組織が社と呼ばれる行政村である。そして中央一省一県一社の四つのレベルごとに、共産党組織・祖国戦線（共産党の翼賛組織群）・議会（国会・各レベルの人民評議会）・司法（裁判所は県レベルまで）が存在する。憲法の規定に「党は国家（行政・議会・司法）と社会（人民）を指導する」とあるように、各レベルの行政・議会・司法はそれぞれのレベルの共産党組織の指導下にある。また各レベルの祖国戦線加盟組織はそれぞれのレベルの共産党組織や国家の指導を受け協力しつつ、社会の管理や大衆工作に参加する。祖国戦線加盟組織の目的は、その構成員に対して党・国家の方針・政策を周知させるとともに、党・国家と協力して団体として社会（構成員以外の一般人民）に働きかけることである。国家の行政システムが社レベルにしか及ばないことから、ベトナム共産党が祖国戦線に期待している重要な機能の一つが草の根レベルでの人民の動員、民心の把握にある（白石 2000）。各レベルの地方議会にあたる人民評議会の決議を執行する責任をもつのが、人民評議会から選出された人民委員会である。地方行政は人民委員会によって運営されている。人民委員会の代表を主席といい、社人民委員会主席とは行政村長のことである。しかし人民評議会と人民委員会は三権分立の下での議会と行政ではなく、党の方針を執行するために役割分担をしているに過ぎない。ベトナム国民は各レベルの人民評議会に対して選挙権があり、複数候補による直接選挙が実施されている。しかしそれは完全な民主化（政治的多元主義）を意味するものではなく、共産党一党支配の体制を脅かさないように様々な仕掛けが存在する。具体的には、自ら立候補を希望する者（自薦候補）は、居住する人民委員会の承認を得て立候補申請書を選挙評議会に提出する。各レベルの選挙評議会は当該レベルの祖国戦線、人民評議会、人民委員会等の代表によって構成される。立候補申請書を受け取った選挙評議会は、書類を同レベルの祖国戦線に送付する。この段階で候補者の仮名簿が作成され、有識者会議における審議を経て正式名簿を作成し、立候補者名簿が公示される。各選挙区の立候補者数は定数より多くなければならないことになっている（野本 2000）が、祖国戦線・人民評議会・人民委員会の幹部および有識者会議メンバーのほとんどは共産党員であり、複数候補とはいえ共産党一党支配の体制を脅かすような立候補者は事実上立てないようになっている。

(1) 村落の変遷

調査村は行政区分上は、ハイズオン省ナムサック県ホップティエン社に属する。当地は、第9図で示したように首都ハノイと北部第二の都市で国際貿易港であるハイフォン市を結ぶ国道5号線と、ユネスコ世界遺産にも登録されている景勝地ハロン湾（クワンニン省）とハノイを結ぶ国道183号線が近くを通っている。当地は、このように交通アクセスに恵まれており、紅河デルタの中では比較的市場経済化が進み、非農業が発達している。



第9図 紅河デルタの中の調査地の位置

出典：桜井（1999）に筆者が加筆。

「1. (2) 社会主義化と村落再編」で述べたように、第二次大戦後の北ベトナムでは共産政権によって大がかりな村落再編が行われた。その際、それまでの伝統ある行政村である社を合併させて新たに行政を担う社が誕生した。以下、混乱を避けるために合併前の旧社もしくはその分村を「村」と表記し、「社」は共産政権下で誕生した新社（現行政村）を指す

ことにする。当地においても、それまでの五つの村が統合されて現在の行政村であるホップティエン社が誕生した。第4表に、カオドイ村を含むハイズオン省ナムサック県の現在の地名と19世紀当時の地名を対照させたものを示した。この表にみるように、カオドイ村は旧社のみならずそれよりも上級の総（旧字体「總」）やさらに上級の県（旧字体「縣」）とも異なるラドイ村と合併することになった。またホップティエン社の誕生から現在までの村落組織の変遷を第5表に示した。また第6表には2017年におけるホップティエン社および各村の人口規模を示した。

第4表 ハイズオン省ナムサック県の現在の地名と19世紀当時の地名

現県名	現社名	現村名	旧社名	旧總名	旧縣名	旧府名
ナムサック 南策県	ホップティエン 合進社	ラドイ 羅堆村	ラドイ 羅堆社	ラドイ 羅堆總	タインラム 青林縣	ナムサック 南策府
		カオドイ 高堆村	カオドイ 高堆社	カオドイ 高堆總	チャーリン 至靈縣	
		ダウ村	タサー 謝舎社			
		ベン村				
		テ村				
	ナムタン 南新社	ロンドン 村	ルンドン 瀧洞社	カオドイ 高堆總	チャーリン 至靈縣	
		チュンハ 中河村	ドックハ 突嶺社			
		ドックハ 突下村				
		ドックチェン村				
	クワンタン 廣津村	クワンタン 廣津社	カオドイ 高堆總	チャーリン 至靈縣		
	ナムフン 南興社	ゴードン 梧桐村			ゴードン 梧桐社	
		リンサー 靈舎村			リンサー 靈舎社	
		チャンサー 陳舎村	チャンサー 陳舎社			

資料：『同慶地輿誌』（底本は（Ngo Duc Tho ほか編 2003））および筆者自身の調査による。

注：四角で囲った4村が2002年にナムサック畜産合作社結成に参加した村。

第5表 カオドイ村周辺の村落組織の変遷

紅河デルタ全体の動き		カオドイ村
1945	北部に民主共和国建国。 社の合併・大型化。	1948. 5村(カオドイ・ベン・ダウ・テ・ラドイ)が合併, ホップティエン社誕生。
1958~60	北部農業集団化。 集落ごとに合作社。	1958. 農業集団化開始。一村に2~3の農業生産合作社。
1960年代	合作社の規模拡大。 (自然村ごとに)	カオドイ・ベン・ダウ3村がカオサー合作社に, テ村・ラドイ村が村ごとの農業生産合作社に再編。
1975	ベトナム戦争終了。 合作社はさらに拡大(社ごとに)。	1974. 3合作社が合併してホップティエン社農業生産合作社誕生。以後現在まで一社一合作社を維持。
1996	新合作社法制定。	農業生産合作社が解散し, 生産隊が消滅して居住区に。村が復活。
1997	新合作社法施行。	出資金を出した農民を組合員として農業サービス合作社結成。
2004		配電事業分離(ホップティエン社電気サービス合作社誕生)
2010		居住区(旧生産隊)廃止。

資料：(BCHDBXHT 2000)および筆者自身の調査による。

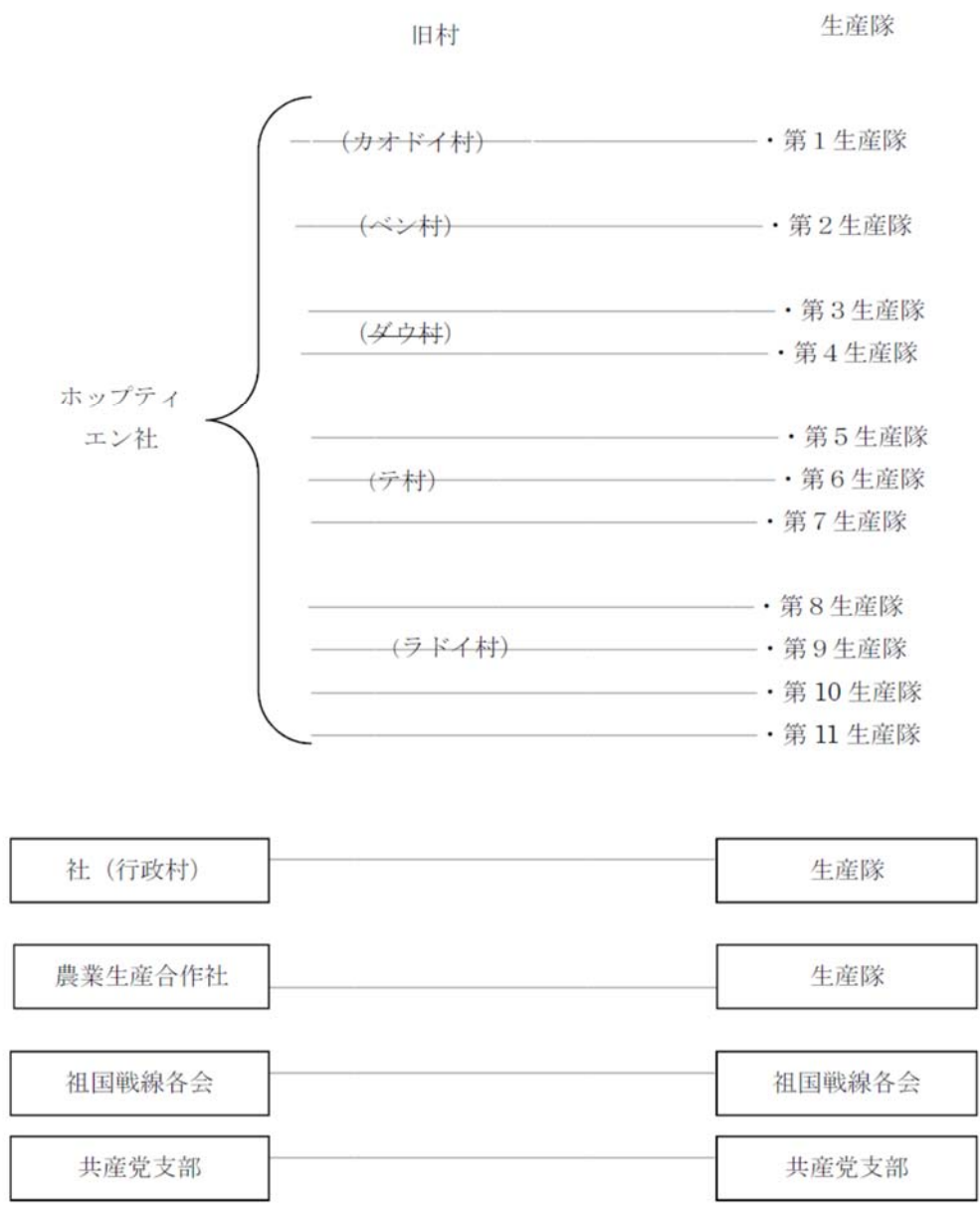
第6表 ホップティエン社各村の人口規模 (2017年)

社と人口規模	村名	人口規模(人口・世帯数)
ホップティエン社 (7,753人・2,395戸)	カオドイ村	(795人・235戸)
	ベン村	(590人・167戸)
	ダウ村	(1,628人・505戸)
	テ村	(1,850人・608戸)
	ラドイ村	(2,890人・880戸)

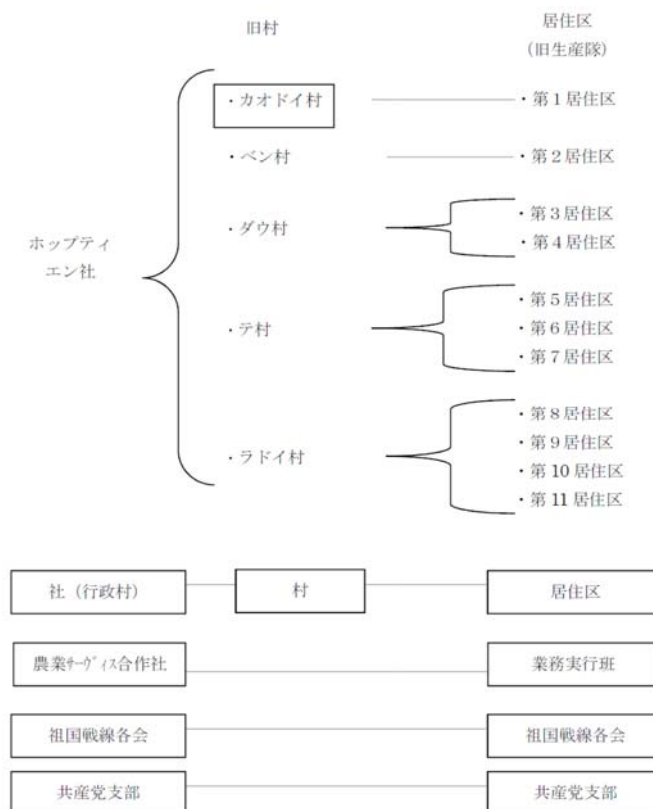
資料：2017年3月のホップティエン社人民委員会での筆者自身の調査による。

第5表に示したように、当地では北ベトナムの他の地域と同様に1958年から農業集団化が始まり、その執行機関として農業生産合作社が結成された。最初は村よりも小さな単位だったのが、次第に拡大していき、1974年に社と同範囲に合作社が設立された。その合作社の下部組織として結成されたのが生産隊である。生産隊は基本的に人口規模で一定になるように結成された。人口の少ないカオドイ村では村の範囲と一致しているが、人口の多いラドイ村には村内に四つの生産隊が存在した(第10-1図参照)。1996年にそれまで集団農業生産を担ってきた農業生産合作社が解散すると、かつての村が復活し、各生産隊は

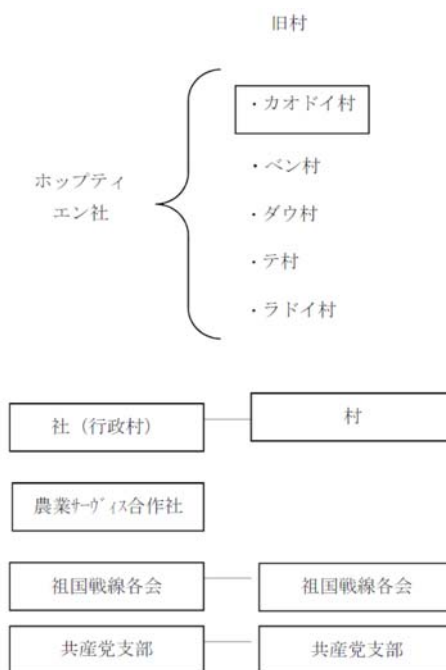
居住区と改められ合作社ではなく社の下部組織として村と協力して行政の下請けを行うことになった。この時点ではその他社会組織もすべて居住区レベルに末端組織を形成していた(第10-2図参照)。さらに2010年以降は集団農業時代に由来する居住区も廃止され、各組織はすべて旧村レベルに末端組織を形成することになった(第10-3図参照)。



第10-1図 カオドイ村周辺の村落構成と各種組織 (1974~1996年)



第10-2図 カオドイ村周辺の村落構成と各種組織 (1997~2009年)



第10-3図 カオドイ村周辺の村落構成と各種組織 (2010年~)

出典：筆者自身の調査による。

前述のように当地では1974年に社の範囲と一致する「ホップティエン社農業生産合作社」が誕生した。集団農業生産が行われていた時代には、全農民が強制的に地域ごとの生産隊に組み込まれ、伝統的な旧村は消滅した。この時代の農業生産合作社は当地の農民に非常に評判が悪く、国家に代わって農民の生産物を収奪した機関として記憶されている。旧農業生産合作社は1996年に解散し、1997年1月（合作社法施行時）に改めて出資金を出した一部の農家だけを組合員として「ホップティエン社農業サービス合作社」が結成された。農業サービス合作社の組合員数は管轄内の世帯数のわずか2.3%しかいないが、合作社は組合員だけでなく管轄内のすべての農民にサービスを提供している。当合作社の主要業務は水利管理である。組合員が支払う水利費が主要な収入源であったが、政府が農民の水利費を2008年から免除する政策を取った（水利費は政府が合作社へ支払う）ので、現在農民が合作社に対して定期的に料金を支払うことはない。水利管理は耕種農業には必須のものだが、日本では土地改良区が行っていることからわかるように、農協が行わなければならないものでもない。合作社は種籾等の供給も行っているが、代理店で購入した場合でも値段が変わらないため利用する農民は少ない。旧合作社から担っていた配電事業は2004年に農業サービス合作社から分離されて電気サービス合作社が結成され、さらに2010年には電気株式会社へと改組した。

以上のように、当合作社は協同組合としての実体はない。当合作社の仕事は、組合員自身の農業経営の利益よりは地域住民への奉仕（及びそれを通じて得られる地元での名声や地位）を目的に行われる。カオドイ村では、2004年まで農業サービス合作社の水利を担当していた組合員は2005年の村長選挙で村長に当選した。また合作社業務実行班⁽¹⁵⁾長は村の共産党支部書記（村レベルの共産党のトップ）に就任した。この2人は当然のことながら共産党員である。

1996年の合作社法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換したが、集団農業時代の合作社の後身であるホップティエン社農業サービス合作社は、その本部が社人民委員会（行政村役場）に置かれていることが端的に示すように、協同組合というよりも社の仕事を請け負う准行政組織である。このような旧合作社の後身ではなく、合作社法の趣旨に沿って市場経済下の協同組合としてまったく新しく設立される合作社もあり、それは特定の作物の販売など明確な目標と意欲のある農家組合員を持つ。当地でもカオドイ村の農民が中心になって2002年に豚肉販売を目的とする「ナムサック畜産合作社」が誕生した。第4表に示したように、その初期組合員の居住する村はすべて19世紀の同一行政区域（高堆(カオドイ)總）内におさまっている。現在は同一社内にあるラドイ村の農民はこれには加わず別の「ホップティエン畜産合作社」を結成した。「1. (1) ベトナム伝統村落の特徴」で述べたように、旧社と総は伝統的に農民達が日常的に接触する範囲であり、現在でもその範囲は交際範囲としてなじみがあることがわかる。

また1993年に農民に農地が分配された際に、村は池の一部の管理をまかされるようになった。村は村人にこの池を貸し出し、賃料を積み立てて村内の公共電灯の費用の一部に

充当している。前述のように、ベトナムの伝統村落は公田という村落共有田を有していたが、それと同じような村落の財産が復活したといえる。その他の村にとって必要なインフラは村人のカンパによってまかなわれている。カオドイ村では、村人が公共用に拠出する金額の約98%が村レベルで使用され、社（行政村）へ支払うのはわずか2%のみ（土地・家屋税等）である（2014年調査より）。また「郷約」（村の掟）の現代版であるカオドイ村の「規約」を2003年に作成し、村落の自治機能を明文化した。

現在村長は村民の選挙によって選ばれる。複数の候補から選ばれるが、候補は事実上村レベルの共産党支部によって立てられるので、各行政機関と同様に共産党統治を脅かす人物は排除されている。村長の任期は2年半であるが、ほとんど1～2期で村内の共産党員もしくは行政関係者（社の請負事務などを行っている者）の間でポストが回される。村長は社と村民との間の連絡や税の徴収代行を行い、村人の土地台帳も管理する。また5年ごとの国勢調査も現場では村長が中心になって行い、村人の経済状況も把握している。村人が死亡した場合は村が主体となって葬儀委員会が結成されて葬儀が執り行われる。カオドイ村では2012年に落成した公民館があり、村の全世帯が年2回、またその他必要に応じて随時集合する。また社から各世帯への通常の連絡は村長の村内のラジオ放送で行う。村の組織として重要なものが祖国戦線であり、カオドイ村では農民会・婦人会・退役軍人会・青年団が存在する。これらの組織は中央から社まで組織されており、その支部が村単位に存在する。これらの組織は社会政策銀行の政策融資を仲介するとともに、各種政策の周知徹底や住民参加の各種プログラム（農業技術学習会、ゴミ管理などの衛生改善、困窮会員への援助など）を行っている。また共産党支部もその支部が村単位に存在する。これらの組織もおのおの上記の公民館で会合を持つ。こういった活動が評価されてカオドイ村は2012年に文化村に認定され、カオドイ村を含むホップティエン社も2015年に新農村⁽¹⁶⁾に認定された。このように農業集団化によって解体された旧村が、脱集団化によって徐々に生活の中に復活してきた。

（2）土地分配と農地の交換分合

カオドイ村を含むホップティエン社では、ベトナムの他の地域と同様に土地分配は1993年に行われた。分配面積は一人あたり平等に520㎡ずつであった。「1. ベトナム農村社会と市場経済移行の特徴」で述べたように集団農業の時代でも農家の宅地とその付属する畑は個人所有のままであったので、それ以外の合作社が管理していた耕地が分配対象となった。

このとき分配されなかった耕地は、公益地基金（Quy dat cong ich）もしくは公田地（Dat cong dien）言われ、規定では耕地の5～10%の範囲で社が管理することになっている。この公益地基金は現在ホップティエン社の耕地の10%ほどあり、人々に入札させた後賃貸している。この公益地基金から、1993年土地分配で分配できなかった人々（早く退職して年金がない、93年以降に生まれた人間だけの世帯、等）に分配された。また2003年および2013-

2015年の交換分合の時もここから一部分配された。

池に関しては土地分配の対象ではない。大規模な池は公益地基金と同様に人々に賃貸し、小規模な池は前述のように村に管理を任せている。また元々水田を分配されて池に転用して水産養殖を営む農家もいる。

分配の資格は、1993年1月1日以前に生まれた者である。ただし、復員兵、国営企業や警察官などの公務員およびその他年金をもらっている者は分配資格がない。社の幹部はみな農業を兼営しているので分配された。規定では耕地を使用しない者は耕地を返納しなければならないが、実際には遠くに行っているが村に戸籍が残っている人は、耕地を持ち続けている。彼らは耕地を村の人や親戚に貸している。

第7表 カオドイ村の耕地面積

	2005年	2010年
水田面積 (㎡)	314,630	282,572
うち裏作割合 (%)	58.2	33.4
世帯あたり (㎡)	1,692	1,527
その他耕地 (㎡)	9,696	8,360
耕地面積合計 (㎡)	324,326	290,932
世帯あたり (㎡)	1,744	1,573

資料：2005年および2010年における筆者自身による家計調査。

2005年および2010年にカオドイ村で実施した筆者自身による家計調査⁽¹⁷⁾から、両年における耕地の利用状況を第7表に示す。当村では一経営体の耕地面積が平均2反未満の零細経営である。農地は二期作（6月～9月頃と、1月～5月頃）の水田がほとんどであり、その二期作の合間に裏作（10月～翌年1月頃）として野菜も栽培されている。これらの点は2005年と2010年で変化がないが、最も大きな違いは裏作野菜の面積の急激な減少である。これは工場労働のように非農業就業の機会が増大したことによる。耕地が均等に分配されたため、耕種農業以外のほとんどの職種で世帯ごとのそこからの収入と耕地面積との相関が低い。つまり、土地なし層が貧困のために農業以外の職種につかざるを得ないというわけではない。このことは、他の途上国にはみられないベトナム紅河デルタの特徴であろう。農業機械については、村内に耕耘機・脱穀機を持つ農家が複数おり、彼らは機械を使った農業労働を村内で行う（労働力込みのサービスであり、機械を貸すのではない）。また2012年にコンバイン機（刈り取りと脱穀が可能）を購入した農家があり、彼はカオドイ村内はもちろんナムサック県全体で機械を使った農業労働を行っている。現在、カオドイ村の農家のほぼ全戸が耕耘機を使ったサービスを購入し、約8割の農家が上記のコンバインサービスを購入している。ただし、このサービスは1月～5月頃の期にしか使えない。裏作の野菜のネギ・カボチャを栽培するには藁で被覆して温める（畑の敷き藁）必要があるが、コンバインは、藁と粒を分離した後、残った藁を裁断するため敷き藁を利用することができなくなるためである。上述のように裏作野菜面積は減少したが、裏作をしない農家も水田が分散して他の農家と入り組んでいるので、自分だけコンバインを入れる訳にはいかない。これも交換分

合が必要とされた理由である。

他の地域と同様にホップティエン社でも 2003 年および 2013 年に農地の交換分合が実施された。2013 年の交換分合は 2015 年 10 月に完了した。交換の対象はいずれも 1993 年に分配された耕地である。社人民委員会幹部によると、実施に際して最も困難だったのは、計画案作成のために計測し直して耕地を確定することと人々を説得することであった。前述のように交換分合の計画案作成と実施は社が行う。実際には農民にとって身近な共同体である村が測量・説得・計画案作成に果たした役目が大きい。実行に際して社レベルで実行委員会が、さらに村レベルでそれを補佐する小委員会が結成された。2013 年の交換分合の場合、カオドイ村の小委員会は 13 人であり、共産党支部書記が委員長、村長が副委員長となっている。その他の委員も、党幹部（副書記）・村の監査役・村の警察官・祖国戦線加盟組織幹部・元村長など、これまで村人の管理監督を任されてきて村の事情に通じている者が選ばれた。交換分合は農民間で同面積の耕地を交換するので、原則として交換前に比べて各農家の耕地面積は増えたり減ったりはしないはずである。しかし 2013-15 年の交換後は一人あたり耕地面積が 480 m²と、1993 年分配時の 520 m²よりも減っている。これは交換分合を機に村内道路・畦道・水路などを拡張したためであり、減少の割合は全員が同様に負担した。

2013 年の交換分合に際して、誰にどの土地を分配するかの方針は以下のようであった。まず分配すべき土地を良い土地（40%）と悪い土地（60%）の 2 グループに分ける。まず優待者（烈士・傷病兵といった政策対象者・80 歳以上の老人）が良い土地から 1 筆でまとまった土地を取り、また悪い土地でもいいのでまとまった土地が欲しい世帯が自主的に手を上げ 1 筆の土地を手に入れる。残りの土地がくじの対象となる。各世帯が 2 票のくじを引き、両グループからそれぞれ一つ取り、すべての世帯が 2 筆に収まった。なお 2003 年の交換時にも同様にくじ引きをした。この時は、土地は地味（収量）ごとに 4 等級に分類され、くじも 4 票引いた。2013 年の時点では各農家の土地改良によって収量はどこも違わなくなったので、良い・悪いは村の居住地や道に近いかどうかという地理的条件だけで決まった。こういった手続きを経て耕地は集約されていった。カオドイ村の場合、1993 年土地分配時の世帯ごとの平均筆数は 5.6 筆だったのが、2003 年の交換分合の結果 4.6 筆に、さらに 2013-15 年の交換分合の結果 1.83 筆にまで減少した。

このようにカオドイ村では 2 回の交換分合の結果、各農家の農地分散は解消されたが、一部の農家に農地が集積された訳ではない。つまり政府が望むような大規模経営体は生まれていない。村の近くに近年工業団地が建設され、そこへの通勤が急速な所得向上をもたらしているが、これらの就業機会を得た世帯の多くも稲作を兼業している。そして農地の使用権売却はほとんど行われていない。農地の賃貸は、老人世帯や非農業世帯が耕作できない農地を隣人や親戚にほぼ無償で貸借しており、農地の賃貸市場は成立していない。農民にとって稲作は、生存維持のためのものであり、たとえ他の就業機会に恵まれ機会費用が大きくなっても、家族が食べるコメは原則として自ら栽培している。

本節では、筆者自身のハイズオン省の調査村における農業集団化・脱集団化・コメ生産・農地問題について紹介した。

おわりに

ベトナムは長らく旧ソ連型の社会主義統制経済体制下にあったが1980年代から経済自由化政策（ドイモイ政策）に転換し、今や世界第2位のコメ輸出国に躍り出た。本項はそのベトナムの農村社会の成立と社会主義化・市場化の特徴をまとめ、コメ問題と農地問題を中心とする農業農政の現状を筆者自身の調査による個別事例をまじえて考察した。

まず「1. ベトナム農村社会と市場経済移行の特徴」において、ベトナムでは歴史的に強固なムラ社会が形成されており、それは社会主義化でも完全に破壊されなかったことを示した。さらにベトナムの市場経済移行の特徴として、ショック療法的改革（1989年の価格全面自由化）を経験したにもかかわらず共産党支配体制を維持していること、市場経済化と社会的公正の両立を図っていることをあげ、その背景として安定的な農村社会（強固なムラ社会）の存在を指摘した。

「2. 農業・農政の現状」において、近年の農業生産・政策の動向を主食のコメとその基盤となっている農地の問題を中心に報告した。生産維持・流通効率化とともに在庫を確保して物価を安定させる、生産農家の利益を確保する、という二つの目標を達成するため、近年ベトナムは業者選抜と価格支持という新政策を導入した。しかし業者の監視は行き届いておらず、政府の積極的な財政出動を伴わない価格政策も機能していない。また農地政策においては、平等主義（個人使用の上限）の建前を維持しながら、経営規模拡大による合理化を推進しようとする傾向が見られる。そのため、分散錯圃を解消するため農地の交換分合が政策的に進められていることを紹介した。

最後に「3. 事例分析」において、農業集団化によって解体された旧村が、脱集団化によって徐々に生活の中に復活してきた様子を報告した。ムラ社会的な無形の圧力が功を奏したと思われ、交換分合は成功したものの、その結果、一部の農家に農地が集積された訳ではなく、政府が望むような大規模経営体の育成のために克服すべき課題の一端を示している。

注（1）ベトナムではキン（Kinh, 京）族と呼ばれるが、本稿ではわかりやすくベト族と記載する。

（2）本稿において「各地方省」という場合には、この中央直轄市も含める。なお地域区分では2008年度の統計年鑑からクアンニン省（第1図の17.）が紅河デルタに区分けされた。本稿において2007年までの紅河デルタの数値はクアンニン省を含まない。

（3）民国期の聞き取り調査でも、ほとんどの華北村落がその起源を明初の強制移住に求めている。しかも移住前の住所も四川、浙江、安徽、雲南と広範囲にわたる（山縣1941）。

（4）そもそも中国の宗族制度は、科挙官僚制が完成した宋代に知識人（士大夫）階層の権力と富を維持する保険システムとして一族の相互扶助を行うために確立された（井上2000）。これに対してベトナムの場合は、黎朝前期（15世後半）に科挙官僚制が本格的に導入されたが、その後の戦乱・混乱の中で中央政府が弱体化し村落が共同体として自立していった。その後阮朝がベトナムを再統一するもわずか半世紀後にはフランスの侵略を受け、安定的な中央集権体制を築けないまま植民地となった。

- (5) 当時の中国は第1次国共合作時代であり、孫文はソ連の支援で中国革命運動の建て直しを図っていた。
- (6) 20世紀初頭ベトナム独立運動家の間で起きた日本への留学運動のこと。1909年にはフランス政府の要請を受けた日本政府が留学生全員を国外に追放し、運動は終焉を迎えた。指導者ファン・ボイ・チャウ (Phan Boi Chau) はその後中国に渡り、1912年に広州でベトナム光復会を結成した。
- (7) その後1927年の蒋介石の反共クーデタによって国共合作は崩壊し、青年革命会の広州での活動も困難に陥り、同会も分裂した。ホー・チ・ミンは1930年2月に、青年革命会系およびその他の共産主義者団体を香港に糾合して、ベトナム共産党を組織した。同党は同年10月にインドシナ共産党と改称し、仏領インドシナ全域の革命を目指すコミンテルンの正式な支部となった。
- (8) 設立当初のベトナム民主共和国は、共産主義者以外のカトリック教徒や穏健なナショナリストも関係に取り込んだ。さらに1945年11月にはインドシナ共産党は偽装解散した。その後冷戦構造に組み込まれていく過程で党を再び公然化する必要があり、同党は「ベトナム労働党」と改称した (白石 1993)。
- (9) この項における市場移行の記述は特に本文中に断りがない限り、(古田 2009)による。
- (10) ホーチミン市における改革を主導したヴォー・ヴァン・キエットは、1991～97年の間首相を務め1986年から本格化したドイモイ政策 (市場経済化政策) を一層推進した。
- (11) ネット (New Economic Policy) とは、ソ連で内戦による疲弊を回復させるための一時的な政策として1921年に施行された市場原理の部分的導入である。
- (12) 1981年100号指示で生産物のうち実質的に農家の手元に残るのがわずか20%であったが、88年10号決議によって40%と倍増した (Nguyen Sinh Cuc 1995)。
- (13) ベトナム戦争中はアメリカという共通の敵を前に団結していた中越両国は、戦後は対立が激化した。1979年2月には中国はベトナム北部へ軍事侵攻を行ったが、ベトナム軍に撃退された (中越戦争)。
- (14) ベトナムの行政組織で土地管理を行うのは天然資源環境省であり、その指導の下に活動するのが各地方省の天然資源環境局と土地使用権登記所である。省より下の県にも同様に天然資源環境局と土地使用権登記支所がある。また県より下の最末端の行政組織 (農村では社) には土地管理の担当官がおり、住民の土地管理を行っている (2013年土地法第23～24条)。農民に交付される農地の使用権は登記されており、各人に証明書が交付されている。居住する社にも、社の地図とともにすべての筆ごとの登記内容の写しが存在する (2013年土地法第31条)。農民が農地の登記内容の変更 (譲渡や賃貸など) をする場合は、県レベルの土地使用権登記支所へ申請書類を提出する (富士通株式会社 2014)。農村では社が事務を代行するが、実際には近隣村や親戚への農地の貸し借りは登記を行っていないことが多い。
- (15) 業務実行班はかつての生産隊の後継組織で居住区ごとに置かれた。その後2010年に居住区が廃止されると業務実行班も廃止された。
- (16) 新農村建設事業とは、インフラ・経済改善・教育・環境などの認定基準を満たす社を「新農村」と認定・顕彰し、その普及をはかる最近の政策である。管内の旧村の70%以上が「文化村」であることもその基準の一つである。文化村の基準には、コミュニティの団結を重視し奨励する基準が多く存在する。「規約」作成もこの文化村運動の中で全国的に展開された。これらの政策は、伝統的なムラ社会を農業農村開発に活用しようとしていることの表れだと思われる。「新農村」「文化村」については、昨年度のカントリーレポート (岡江 2017) 参照。
- (17) この家計調査については、昨年度のカントリーレポート (岡江 2017) 参照。

[引用・参考文献]

日本語文献

- 足立啓二(1998)『専制国家史論—中国史から世界史へ—』, 柏書房
- 石田暁恵(2002)「ヴェトナムにおける移行過程の社会政策」, 石田暁恵(編)『2001年党大会後のヴェトナム・ラオス—新たな課題への挑戦—』, アジア経済研究所
- 井上徹(2000)「中国における宗族の伝統」吉原和男・鈴木正崇・末成道男(編)『<血縁>の再構築—東アジアにおける父系出自と同姓結合』風響社
- 上田新也(2010)「ベトナム黎鄭政権における徴税と村落」『東方学』第119号
- 王崧興(1987)「漢人の家族と社会」伊藤亜人・他編『現代の社会人類学』東京大学出版社
- 大鎌邦雄(2012)「日本における小農社会の共同性」, 杉原薫・他編『歴史の中の熱帯生存圏(講座生存基盤論 第1巻)』, 京都大学学術出版会
- 小沢健二(2004)「1990年代後半以降のベトナムの米輸出動向とその特質—米の国際市場構造, 米の先物取引の可能性などと関連させて—」『先物取引研究』第9巻第1号 No.13, 日本商品先物振興協会
- 岡江恭史(2010)「WTO加盟とドイモイ農政の新展開—グローバリゼーションと社会主義ベトナム—」『東南アジア—歴史と文化—』第39号, 東南アジア学会
- 岡江恭史(2017)「ベトナム-コメ輸出大国の動向とその背景としての農村社会—」『平成28年度 カントリーレポート: タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア, ブラジル』農林水産政策研究所
- グルー, ピエール (Gourou, Pierre, 内藤莞爾訳) (1945)『仏印の村落と農民 上巻』生活社 (原タイトル: Les paysans du delta tonkinois)
- ゴルバチョフ, ミハイル(田中直毅・訳) (1987)『ペレストロイカ』講談社
- 斎藤仁(1977)「農村協同組合の組織基盤としての村落」『農村研究』44
- 斎藤仁(2009)「日本の村落とその市場対応機能組織—批判への答を中心として—」大鎌邦雄編『日本とアジアの農業集落—組織と機能—』清文堂出版
- 坂田正三(2003)「ベトナムのコメ流通—流通構造からみたドイモイの再評価—」高根務編『アフリカとアジアの農産物流通』, アジア経済研究所
- 桜井由躬雄(1987)『ベトナム村落の形成』, 創文社
- 桜井由躬雄(1999)「紅河デルタ」『ベトナムの事典』, 同朋舎
- 塩川伸明(2010)『冷戦崩壊20年』, 勁草書房
- 嶋尾稔(1992)「植民地期北部ベトナム村落における秩序再編について—郷約再編の一事例の検討—」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』24
- 白石昌也(1993)『ベトナム—革命と建設のはざま—』東京大学出版会
- 白石昌也(2000)「党・国家機構概観」白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店
- 白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」, 東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム(講座・東アジア近現代史5)』青木書店
- 末成道男(1998)『ベトナムの祖先祭祀』風響社
- 末成道男(1999)「ベトナムから見た漢族家族の特徴」, 末成道男編『中原と周辺—人類学的フィールドからの視点—』

風響社

竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第8回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第38巻第8号, アジア経済研究所

寺本実・坂田正三(2009)「2008年のベトナム」『アジア動向年報2009』, アジア経済研究所

トラン・ヴァン・トゥ(2003)「ベトナムードイモイの成果と課題ー」, 渡辺利夫(編)『アジア経済読本(第3版)』, 東洋経済新報社

トラン・ヴァン・トゥ(2010)『ベトナム経済発展論』勁草書房

中兼和津次(2010)『体制移行の政治経済学』名古屋大学出版会

中臣久(2002)『ベトナム経済の基本構造』日本評論社

中根千枝(1967)『タテ社会の人間関係』, 講談社

野本啓介(2000)「地方行政組織」白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店

旗田巍(1973)『中国村落と共同体理論』岩波書店

ブラウン, アーチャー(小泉直美・角田安正訳)(2008)『ゴルバチョフ・ファクター』藤原書店(原タイトル: The Gorbachev factor)

藤田麻衣(2006)「ベトナムのWTO加盟への歩み」, 坂田正三(編)『2010年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所

富士通株式会社(2014)『平成25年度インフラ・システム輸出促進調査等委託事業ーベトナムの土地管理システム導入に向けた事業実施可能性調査ー調査報告書』(経済産業省委託調査) 富士通株式会社(2014)『平成25年度インフラ・システム輸出促進調査等委託事業ーベトナムの土地管理システム導入に向けた事業実施可能性調査ー調査報告書』(経済産業省委託調査)

古田元夫(1996)『ホー・チ・ミンー民族解放とドイモイ(現代アジアの肖像10)』岩波書店

古田元夫(2009)『ドイモイの誕生ーベトナムにおける改革路線の形成過程ー』青木書店

三尾忠志(1988)「ベトナムの経済改革」三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係』日本国際問題研究所

水野広祐(1998)「インドネシアにおける村落行政組織と住民組織ー西ジャワ・ブリアンガン高地農村の事例ー」加納啓良編『東南アジア農村発展の主体と組織ー近代日本との比較からー』アジア経済研究所

三宅優(1983)「<翻訳>ベトナム社会主義共和国憲法:1980年12月18日採択」, 『熊本短大論集』第34巻第2号, 熊本短期大学

山縣千樹(1941)『華北に於ける現存諸部落(自然村)の発生』国立北京大学農村経済研究所

ラヴィーニュー, マリー(栖原学訳)(2001)『移行の経済学』日本評論社

英語文献・ベトナム語文献(書籍, 講演及びウェブサイト)

CCPDTV (Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予報株式会社)(2010). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010* (2009年度のベトナムおよび世界のコムおよび次年度の展望に関する年次報告)

CCPDTV(2017)*Bao Cao thuong nien Thi truong lua gao 2016 va Trien vong 2017* (2016年度のコム市場および次年度の展望に関する年次報告)

FAO(online) *FAOSTAT* (<http://www.fao.org/faostat/en/#data>), 2018年3月4日アクセス

Hy Van Luong(1989)“Vietnamese Kinship – Structural Principles and the Socialist Transformation in Northern Vietnam” *The*

Journal of Asian Studies, 48, no.4: 741-756, Ann Arbor : the Association for Asian Studies

Kerkvliet, Ben and Mark Selden (1999) "Agrarian Transformations in China and Vietnam," Anita Chan, Benedict J. Tria Kerkvliet, and Jonathan Unger (eds.), *Transforming Asian Socialism: China and Vietnam Compared*, Rowman & Littlefield

Naughton, Barry (1996) "Dinsinctive Features of Economic Reform in China and Vietnam" John McMillan and Barry Naughton (eds.), *Reforming Asian socialism: the growth of market institutions*, University of Michigan Press

Ngo Duc Tho, Nguyen Van Nguyen, Philippe Papine. 2003. *Dong Khanh Dia Du Chi (同慶地輿誌)*, Nha Xuat Ban The Gioi (世界出版社)

Nguyen Ngoc Que (2009) 'Rice production and food policies in Vietnam', Agricultural Policy Seminar on "Food Security Policy in ASEAN Region and Individual ASEAN Member States", 5 March 2009, Tokyo

Nguyen Sinh Cuc (1995) *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995 (1945~1995年のベトナム農業)*. Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)

Okae, Takashi(2009)"Rural Credit and Community Relationships in a Northern Vietnamese Village", 『東南アジア研究』47巻1号, 京都大学東南アジア研究所

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (online) <http://www.gso.gov.vn>, 2018年3月4日アクセス

TCTK(2000). *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000 (1975~2000年農林水産業統計)*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2003) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San 2001 (2001年農村・農業・水産業センサス)*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2005) *Nien Giam Thong Ke 2004 (2004年度統計年鑑)*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2007) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2006 (2006年度農村・農業・水産業センサス)*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007 (2007年度統計年鑑)*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2012) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2011 (2011年度農村・農業・水産業センサス)*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TTPNN (Trung tam Thong tin Phat trien Nong nghiep - Nong thon, 農業農村開発情報センター) (2008) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2007 va Trien vong 2008 (2007年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)*

TTPNN (2009) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2008 va Trien vong 2009 (2008年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)*

USDA(online). *PSD Online* (<https://apps.fas.usda.gov/psdonline/app/index.html>), 2018年3月6日アクセス

World Bank(1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University

Williamson, John(1994) "In Search of a Manual for Technopols" John Williamson (eds.) *The political economy of policy reform*, Institute for International Economics

ベトナム語文献 (共産党・国家機関文書)

BCHDBXHT (Ban Chap hanh Dang Bo Xa Hop Tien, ホップティエン社党支部執行委員会). 2000. *Lich Su Dang Bo va Nhan Dan xa Hop Tien (ホップティエン社党支部と人民の歴史)* (内部資料)

BNNPTINT(Bo Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon, ベトナム農業農村開発省) (2014) *So: 3367/QD-BNN-TT, Quyét Dinh*

cua Bo Truong Bo nong nghiep va phat trien nong thon ve Phe Duyet Quy Hoach Chuyen Doi Co Cau Cay Trong Tren Dat Trong Lua Giai Doan 2014 - 2020 (2014～20年の稲作地帯の作物構造転換計画承認に関する農業農村開発相決定第3367号). 2014年7月31日公布

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) (1998) So:135/1998/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ phê duyệt Chương trình phát triển kinh tế - xã hội các xã đặc biệt khó khăn miền núi, vùng sâu, vùng xa* (特別困難な状態にある山岳地域・僻地各社の社会経済発展計画承認に関する政府首相決定135号). 1998年7月31日公布

CPVN(2000). So:9/2000/NQ-CP, *Nghi quyết của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp* (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府決議9号). 2000年6月15日公布

CPVN(2002) So:68/2002/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Chương trình hành động của Chính phủ thực hiện Nghị quyết Hội nghị lần thứ 5 Ban chấp hành Trung ương Đảng khóa IX* (第9期党中央執行委員会第5期会決議議実現のための政府行動計画に関する2002年政府首相決定68号). 2002年6月4日公布

CPVN(2003) So:22/2003/CT-TTg, *Chi thị của Thủ tướng Chính phủ về tiếp tục thực hiện việc thực hiện Nghị quyết Hội nghị lần thứ 5 Ban chấp hành Trung ương Đảng khóa IX* (第9期党中央執行委員会第5期会決議議実現の継続的な推進に関する2003年首相指示22号). 2003年10月3日公布

CPVN(2008) So:391/2008/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về rà soát, kiểm tra thực trạng việc quản lý quy hoạch, kế hoạch và sử dụng đất 5 năm 2006 - 2010 trên địa bàn cả nước, trong đó rà soát, kiểm tra thực trạng công tác quản lý quy hoạch, kế hoạch, sử dụng đất nông nghiệp 5 năm 2006 - 2010 nội chung và đất trong lúa nước nội riêng* (2006～2010年5ヶ年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地, 特に水田の管理業務への検査に関する第391号政府首相決定). 2008年4月18日公布

CPVN(2009) So:63/2009/NQ-CP, *Nghi quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府決議63号). 2009年12月23日公布

CPVN(2010) . So: 109/2010/ND-CP, *Nghi Định của Chính Phủ về kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定109号). 2010年11月4日公布

CPVN(2013a). So: 899/QĐ-TTg, *Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt Đề án Tái cơ cấu ngành nông nghiệp theo hướng nâng cao giá trị gia tăng và phát triển bền vững* (高付加価値化と持続可能な発展に向けての農業部門再編の計画承認についての政府首相決定第899号). 2013年6月10日交付

CPVN(2013b) So: 62/2013/QĐ-TTg, *Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về chính sách khuyến khích phát triển hợp tác, liên kết sản xuất gắn với tiêu thụ nông sản, xây dựng cánh đồng lớn* (大規模農業経営と農産物販売との連携の奨励に関する首相決定第62号), 2013年10月25日公布

CPVN(2014) So:43/2014/ND-CP, *Nghi Định của Chính Phủ về Quy định chi tiết thi hành một số điều của Luật Đất đai* (土地法のいくつかの条文についての施行細則に関する政府議定43号). 2014年5月15日公布

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) So: 100/ CT/TW, *Chi thị của Ban Bi thu Trung uog Dang về cải thiện công tác khoán, mở rộng “khoán sản phẩm đến nhóm và người lao động” trong Hợp tác xã nông nghiệp* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局100号指示). 1981年1月13日公布

DCSVN(1988) So:10/ NQ/TW, *Nghi quyết của Bộ Chính trị về đổi mới quản lý kinh tế nông nghiệp* (農業経済管理におけるド

イモイに関する共産党政治局10号決議) . 1988年4月5日公布

QHVN (Quoc Hoi Viet Nam, ベトナム国会) (1993). *Luat Dat Dai nam 1993 (1993年土地法)* . 1993年7月14日可決

QHVN(1996). *Luat Hop Tac Xa (合作社法)* . 1996年3月20日可決

QHVN(2003). *Luat Dat Dai nam 2003 (2003年土地法)* . 2003年11月26日可決

QHVN(2013). *Luat Dat Dai nam 2013 (2013年土地法)* . 2013年11月29日可決